

令和5年3月1日 生活環境委員会 議事録  
10時00分 開会

○出席委員 (7人)

委員長 日域 究

副委員長 和田 芳弘

委員 賀屋 幸治、藤川 和弘、北地 範久、細川 雅子、寺岡 公章

○欠席委員 (1人)

委員 原田 孝徳

○日域委員長 皆さん、おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから生活環境委員会を開会いたします。

なお、原田委員より欠席届が出されております。

開会に当たり、市長に御挨拶をいただきたいと思います。

市長。

○入山市長 生活環境委員会、開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○日域委員長 議事に入る前に、委員と執行部の皆さんにお願いを申し上げます。

委員の皆様には、委員会での質疑につきまして、会議規則第56条の規定では3回までとなっておりますので、御協力のお願いを申し上げますとともに、限られた時間の中ですので再質問等の必要がないよう、執行部の皆様にも簡明なる御答弁をあわせてお願い申し上げます。

また、執行部におかれましては、答弁をされる場合は挙手していただき、委員長から指名を受けてください。指名を受けましたら、課名と職名、名前を名乗ってから答弁していただきたいと思います。

なお、本日は、御存じのとおり委員会終了後、生活環境委員協議会が予定されております。円滑な議事運営の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事日程にしたがって進めさせていただきます。

日程第1、議案第18号大竹市子ども医療費助成条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

部長。

○三原健康福祉部長兼福祉事務所長 補足説明の前に、今回健康福祉部から3点資料をお出ししているんですが、それぞれ誤りがありまして、修正しましたことをおわび申し上げます。

それでは、課長のほうから補足資料に基づきまして、概要の説明をいたします。

○日域委員長 課長。

○松重保健医療課長 それでは、条例の概要について補足説明させていただきます。

資料を御覧ください。

本条例は、現行の大竹市乳幼児等医療費支給条例の全部を改正するものです。

初めに、主な変更点について御説明します。

主な変更点は3点あります。

1点目は、名称を大竹市子ども医療費助成条例に変更します。

2点目は、目的をこどもに係る医療費の一部を助成することで、こどもの疾病の早期発見と治療を促進し、そして、こどもの成長に伴う経済的負担の軽減に資することで、こどもの健やかな育成を図ることに変更いたします。

3点目は、対象となる年齢の上限を、満18歳に到達日以降の最初の3月31日までに変更します。

これらの3点を踏まえることにより、対象となる年齢であれば、婚姻しているものや就労しているものも対象になり、本市に住民票を有する全てのこどもを対象とすることができます。

なお、本条例の施行期日を令和5年10月1日といたします。

ただし、受給資格の認定及び交付に必要な手続きにつきましては、執行日前においても行うことができることとしております。

次に、今回年齢要件等を拡充することに伴う扶助費の当初予算額の変化について御説明いたします。

令和5年10月以降、対象者が約3,000人から3,600人に増えることが予想されるため、それに伴い予算額も前年度より約600万円増える見込みとしております。

参考として、直近3年度の当初予算額についても記載しております。

今回、拡充する部分の財源は、県支出金の対象外であるため、にこにこ子ども基金を充てることとしております。

次ページを御覧ください。

次に、県内市町の子ども医療費助成事業の対象年齢等について御説明いたします。

(1)が令和4年10月1日時点の県内市町の状況で、(2)が令和5年10月1日時点で予定されている市町の状況の一覧となります。

(1)の表では、入院、通院ともに18歳までを対象としている市町は8市町でございますが、(2)におきましては、本市を含め呉市、府中市が令和5年10月に年齢要件を拡充する予定としており、4月に拡充する予定の竹原市を含め、12市町に増える見込みです。

なお、表の下に※3で記載しておりますが、既に年齢要件を18歳までにしている県内市町におきましては、婚姻している者や就労している者は対象外とされております。

本市はこれら、婚姻している者や就労している者全員を対象としておりますので、本市と同様の年齢要件にしております県内のほかの市町と比較するとその部分が特徴があると言えます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○日域委員長 ありがとうございます。それでは、質疑を受けたいと思いますけども、通告を受けておりますので、通告をされた委員の方、挙手をお願いします。

藤川委員。

○藤川委員 お願いします。

県内市町でも、18歳までにしてないところがある中、入院、通院とも18歳までにしていただき、ありがとうございます。

ここで届出について質問させてください。

第5条の届出義務とございますが、15歳以下の方はこの流れがあるので、届出をしないのでいいのでしょうか。

既に15歳以上の方で、一度切れた方とかいらっしゃると思うんですけど、その方だけの届けになってくるのでしょうか。

お願いします。

○藤井国保年金係長 保健医療課の藤井です。

先ほどの御質問にお答えします。

資格の喪失や取得については、保険者の変更の届出については、原則全ての方について必要となります。

そのため、出生したばかりの方や転入してこられた方については、出生届や転入届を出されるときに届出をしてもらうこととなります。

そして、今年10月から年齢要件が拡充することから、15歳から18歳到達後の最初の3月31日までの方についても、10月1日時点でこども医療費助成制度が切れている方については、届出をしてもらうこととなります。

ただし、転居等の届出については、市の住民基本台帳で確認できる方については省略することができます。

以上です。

○日域委員長 藤川委員。

○藤川委員 ちょっと分かりにくいところもあったんですが、基本的に全ての方が届出が必要ということではよろしかったんですね。

はい、分かりました。ありがとうございます。

なので、届出が必要なら、やっぱり周知大事だと思うんですが、周知方法いろいろあると思うんですが、お願いします。

○日域委員長 係長。

○藤井国保年金係長 周知方法については、市広報やホームページに掲載、そして、市内の医療機関に対して周知用ポスターの掲示依頼を考えています。

また、拡充に伴い生じる申請が必要な方については、個別に申請書をお送りして、届出を促していこうと考えております。

以上です。

○日域委員長 藤川委員。

○藤川委員 ありがとうございます。

大切なことなので、漏れがないようによくお願いいたします。

先ほど、説明もいただいたんですが、18歳未満で社会人の方、結婚した方対象になると、

この流れで1点だけ聞かせてください。

念のため、ちょっとお聞きするんですが、出産時ですね、帝王切開の場合、18歳未満の方がですね、健康保険が適用され、6万円前後かかると思うんですが、その場合も対象なんでしょうか。

○日域委員長 係長。

○藤井国保年金係長 医療ということであれば、対象になってきます。

○日域委員長 他にございませんか。

北地委員。

○北地委員 おはようございます。よろしく申し上げます。

議案第18号なんですけども、今、国のほうも異次元の子育て、少子化対策予算ということで、かなり大きい声で言われているんですけども、大竹市も先んじてこういうことをやっていたということ、大変皆さんも喜ばれていることだろうと思います。

大変ありがたいことなので、いい議案だと思っておりますが、一部負担金ですよ、500円は払わなくてはならないということなんですけども、他の市町の状況ですよ、500円というのが普通なのかどうか、そのあたりを教えてください。

高いところはどれぐらいか、低いところはどれぐらいがあるとか、もし分かれば。

○日域委員長 係長。

○藤井国保年金係長 県内市町の一部負担金の金額についてなんですけども、基本的に500円を負担してもらっている市町が大多数です。ただ、一部ですね、初診時とかで500円ではない金額を求められているところがございます。

以上となります。

○日域委員長 北地委員。

○北地委員 ありがとうございます。

平均的というか、大多数が500円ということで、私の希望としてはもう少し下がらないのかなというところもあるんですけども、現状ではこれが精いっぱいということで、よろしく願いいたします。

それで、先ほども言いましたように、国のほうでも声高に、いろいろな予算のこと、子育て予算とか言われているんですけども、今後、国のほうでこれを補助してやろうとか、そういう動きとか、そういった何か情報があればお願いいたします。

○日域委員長 係長。

○藤井国保年金係長 全国市長会からは、毎年要望を続けていますが、平成30年度から未就学児についての国庫負担金の減額措置が廃止されて以降、現在のところ、具体的な動きについて国から情報はありません。

以上となります。

○日域委員長 北地委員。

○北地委員 ありがとうございます。

具体的にはないと思いますけども、市長も市長会等で要望活動をよろしく願いいたしまして、終わります。

○日域委員長 他に質疑はございませんか。

細川委員。

○細川委員 おはようございます。事前通告しておりましたのでお尋ねいたします。

先ほどの補足説明の中のことなんですけれども、補足資料の中で財源について言及されております。令和5年度については半年間で約600万円増えるという御紹介でした。

この財源は、増えた分はほぼ、にこにこども基金を充てるようでございますが、この医療費助成を1年でやめるわけにはまいりませんので、令和6年度、令和7年度と今後も続いていくと思います。

財源についての今後の考え方について、御紹介ください。

あと、もう1点、先ほど北地委員の質疑とも近いんですけども、これは医療費助成をすると市町にペナルティーが来るということを聞いたことがあるんですけど、もうそれは私としたりないのではないかと考えてたんですけども、そこら辺、今どういうふうになっているか教えてください。

2点お願いします。

○日域委員長 係長。

○藤井国保年金係長 まず、財源としていますにこにこども基金については、年齢要件を拡充せず、基金の積み増しをしない場合、令和13年度まで現在の基金で運用できる見込みとしていましたが、年齢要件を拡充したことにより、運用できる期間が令和10年度までになる見込みとしています。

2点目の医療費助成をしている市町にペナルティーがあるというお話なんですけども、医療費助成をしている市町については、保険を使う人が多くなるということが考えられるため、ペナルティーというか、ちょっと金額的なものが変わってきます。

理由としては、保険を使う人が多くなるということが考えられますので、その影響による保険給付費の増額分については、国庫補助の対象となる補助金が減額措置されます。県が国へ、県全体の保険給付費について国庫補助を申請するため、補助金の減額措置分については、市が県へ支払うこととなります。

以上となります。

○日域委員長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。

1点目の基金についてですが、拡充したことによって、今の基金の状態だと、令和10年度までということであれば、あと5年しかないということですが、そこは今後は基金の積み上げと思っているのか、それとも一般財源から何とか増やしていくとあってらっしゃるのか、ちょっと担当課だけではなかなか難しい、解決できない問題かとは思いますが、今のところどのように考えてるかで結構でございますので教えてください。

2点目ですが、県に減額分を支払うというのは、これ大体幾らぐらいになっているのか教えてください。

○日域委員長 課長。

○三井企画財政課長 企画財政課長、三井です。よろしく申し上げます。

今の試算でいきますと、令和10年度までという形になっております。

今後、この財源が少なくなれば、例えば、空母艦載機の交付金を新たに基金へ積み増しするということも考える必要があると思っております。

以上です。

○日域委員長 はい、係長。

○藤井国保年金係長 実際に、ペナルティーの額というか、県に支払う額の話についてなんですけども、まず、令和4年度のペナルティーになるというのが、地方単独事業というものについてのお金になるんですけども、令和4年度の地方単独事業にかかる県への納付額というのが、約1,200万円という金額になってます。

ただし、この金額というのは、実際の地方単独事業の費用ではなくて、地方単独事業の費用をもとに計算された金額となっています。

御質問の年齢要件を拡充した影響による増加額みたいなものについては、実際に反映する金額は、2年後に納めるお金を県が算定しますので、現在のところ不明になります。

以上です。

○日域委員長 細川委員。

○細川委員 なかなか難しい計算をしなければいけないようで、突然お伺いして申し訳ございませんでした。

でも、いずれにしても、負担はしないといけないということなので、先ほどの北地委員と同様、医療費助成はもう既に標準装備の施策かと思えます。広島県内、さっきの資料で23市町がやっておりますので、いろんな形であれ、ぜひ、やっぱり市長にはリーダーシップを取っていただいて、広島県の市長会、及び全国の市長会の中で、しっかりと国のほうに主張していただきたいと思えます。

どうぞよろしくお願いします。

○日域委員長 以上で、通告のあった質疑は終わったんですけども、他に質疑はありますか。寺岡委員。

○寺岡委員 補足の資料ありがとうございます。大変分かりやすい資料で、一目で概要が分かるもので、ありがたく思います。

県内市町の情報を出していただいているんですけど、どうしても近隣の町と比較をされてしまうというのはありますので、和木町だったらこのよ、岩国市だったらこのよというふうに、よく私たちも言われるんですけど、そのあたりをちょっと把握しておられれば、今回というか、和木町、岩国市の現状がどうなのかというところを御紹介いただきたいのと、あと、廿日市市も隣町ですよ。頂いた資料では廿日市市は大きく変更はないようなんですが、廿日市市に焦りはないんですかね。ほかはやってるのに、何でうちは変えなかったんだろうというふうな焦りが耳に入れば伺いたいんですが、どうでしょうか。

○日域委員長 係長。

○藤井国保年金係長 まず、和木町、岩国市についてなんですけども、現状しか分からないので申し訳ないんですけども、18歳までの通院と入院に関して医療費助成というのをされ

ておられるという話を聞いています。

岩国市は、中学生までです。すみません。和木町が18歳までということで話を伺っております。

一部負担金についてなんですけれども、岩国市はないというふうに聞いております。

あと、和木町についてまだ確認はしてなかったもので、以上となります。

○日域委員長 課長。

○松重保健医療課長 廿日市市の状況についてなんですけれども、2月あたりに県のほうから各市町の令和5年度以降の状況を確認したいという照会がありましたので、昨日その状況のほうはこちらのほうに情報提供されました。そういう状況もありまして、皆さん、それぞれ思うところはあるかと思えますけれども、廿日市市の担当のほうにどうするかということとか、どういう思いかというのはちょっとうちのほうも確認はしてませんが、今23市町のうちの12市町が18歳ということされますので、今後もそういうふうな流れはあるかと思っております。

以上です。

○日域委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。

このたび、議案上げていただいたこと自体はすごく前向きな内容で、感謝こそするんですが、今後こういった流れの中で、大竹市が特徴を出すというところで、もっと拡充できるのかなとか、そういったところはまだノープランというところで思っておいていいですかね。プラスして何年か後とかってということなんですけれども。

とりあえず、今の時点で満足ということか、要はほかの市町との差別化、区別化というところで、何か考えが、今のところあれば聞かせていただきたいんですけど。

○日域委員長 部長。

○三原健康福祉部長兼福祉事務所長 こども医療費ということであれば、18歳までというのが限度であろうとは思ってます。

全国的には22歳とか、大学卒業とか、24歳とか、そういうところも少し、ほんの少しですけれどもありますけれども、そこまでは今、考えておりません。

あと、一部負担金をどうするかということなんだろうかと思いますが、県内、広島県においては、一部負担金をいただくというのが全体の流れになっております。

実際、熊野町が今、一部負担金がなかったんですけど、来年度から年齢要件を上げることにより、一部負担金をいただきますという方向に変えられまして、全市町がこういった形、多少違うんですけど、いただくということになってますので、そのあたりは今のところ変える予定はございません。

○日域委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 分かりました。ありがとうございます。

当面これで進めていくということですね。

ということであれば、隣市がまごまごしとると言ったら失礼なんですけど、立ち止まってる間がチャンスだと思いますので、しっかり内外にアピールしていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○日域委員長 他にございませんか。

議長。

○賀屋委員 すみません。ありがとうございます。

非常に評価ができる議案ではないかというふうに思っております。

1点ほど、先ほど説明の中で、他の市町では婚姻している者や自立して就労している者は対象外になってるところもあるというふうな説明でしたけども、18歳以下でも何でも、確かに自立をして、収入があるという、いわゆる子供とは言いながらも、もう自立をするという方についての今後、今回のこの議案ではそれも全部含めて対象にしてみたいですけども、今後そのあたりの変更というのは考えていかれる予定があるか、それともこのままずっと制度として、18歳未満は全部、この対象なんだということなんでしょうか。

そのあたりの考えをお聞かせください。

○日域委員長 部長。

○三原健康福祉部長兼福祉事務所長 大竹市はですね、もともとというか、ちょっと前からなんですけど、所得制限というものを入れてないんですね。この制度を入れるのに、所得制限があるところ、かなりの市町あります。

もともと入れてないということは、年齢を上げても、所得は関係ないということなので、扶養ということは関係ないということで、全員という形にしておりますので、この考え方はこのままでいきたいと思います。

ただ、今言われたような方なんですけど、民法で結婚できる年齢も上がってきましたし、実際に中学校出られて、お仕事をされてる方っていうのはいらっしゃるんだろうとは思いますが、大変少ないと思っております。

その人たちを外すということよりは、もう全員ということでやっていきたいと考えております。

○日域委員長 他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。



続きまして、日程第2、議案第26号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の追加があります。よろしく申し上げます。

課長。

○松重保健医療課長 それでは、大竹市国民健康保険条例の一部改正の概要について御説明いたします。

資料を御覧ください。

このたびの条例改正は、国民健康保険法施行令等が改正されたことに伴う改正です。

改正点は大きく3点あります。

1点目は、出産育児一時金についてです。

改正の趣旨といたしましては、出産費用等の状況の変化に対応するためでございます。

改正の内容は、出産育児一時金を8万円引き上げ、48万8,000円に増額します。これにより、産科医療補償制度の加算対象となる出産における支給総額は50万円となります。

施行期日は令和5年4月1日となります。

2点目は、賦課限度額についてです。

コロナ禍の受診控えなどで落ち込んだ医療費が上昇に転じ、今後も高齢化に伴う医療費の増加が見込まれる中、現行のまま、賦課限度額を据え置きますと高所得層の負担は変わらず、中間所得層を中心に負担を求める構造となります。

限度額の引き上げは高所得者層に応分の負担を求めることで、中間所得層の負担上昇をできる限り緩和することを目的としております。

表を御覧ください。

現行の賦課限度額は、基礎賦課分が65万円、後期支援分が20万円、介護納付金分が17万円の合計102万円です。

所得が高い世帯でも最大で102万円の保険料が限度額となっています。

改正後は表のとおり、後期支援分を2万円引き上げ、保険料の上限が104万円となります。

施行日は令和5年4月1日です。

なお、令和5年度分の保険料から適用いたします。

3点目は、低所得世帯に対する保険料の軽減措置に係る所得判定基準についてでございます。

所得水準の全体的な上昇の影響で、軽減判定を受ける世帯の範囲が相対的に縮小しないよう、消費者物価などを総合的に勘案して、国がみなし幅を決めております。

一番下の表を御覧ください。

表中の擬制世帯主とは、国民健康保険以外の保険に加入している世帯主のことを言い、また、加入者とは国民健康保険の被保険者である世帯主と世帯員のことを言います。

国民健康保険料の平等割及び均等割の軽減対象世帯のうち、5割軽減と2割軽減対象世帯について、軽減算定に用いる加入者に乗じる額を表のとおり改めるものです。

施行期日は令和5年4月1日です。

なお、こちら令和5年度分の保険料から適用いたします。

これで、大竹市国民健康保険条例の一部改正についての補足説明を終わります。

○日域委員長 ありがとうございます。

質疑を受けたいと思います。

通告をされた方は、挙手をお願いします。

北地委員。

○北地委員 お願いします。

単純な話なんですけども、子供が一人生まれると、単純に約50万かかるのが平均的経費なのか、そのあたりをお教えてください。

それと、休日とか夜間に生まれますよね。そうすると、うちの孫もそうだったんですけど、大変お金かかるわけですよね、料金が上がるんで。そういったときの救済措置というか、そういうのはないのかをお願いいたします。

それと、これは4月1日施行ということなんですけど、3月31日に生まれた子は対象にならないということですよね。それは条例でそういう定めがあるので、しょうがないと思いますけども、先ほどの2点をお願いいたします。

○日域委員長 係長。

○藤井国保年金係長 先ほどの御質問にお答えさせていただきます。

48.8万円は平均的な分娩費用かという御質問についてなんですけども、そちらについては、令和5年1月16日に、国において開催されました社会保障審議会、医療保険部会で使用されました資料によると、48万円が令和4年度の全施設平均出産費用の推計額とされており、この額に産科医療補償制度の掛金である1.2万円を加えると、49.2万円となるため、出産育児一時金は令和5年4月1日から全国一律で50万円となりますので、大体その48.8万円という金額を補っているというような考え方になるわけです。

もう1点、3月31日に生まれた子は対象になるのかという部分なんですけども、施行期日が4月1日となっていますので、3月31日に生まれた子については、対象外となります。以上です。

○日域委員長 課長。

○松重保健医療課長 夜間とか時間外で加算された部分ということにはなりますが、出産育児一時金というのが、額が50万円というふうに決まっておりますので、時間外とかという部分も医療機関によって自由に出すといいますか、自由診療の部分となっておりますので、その部分も各医療機関で異なっておりますが、50万円にプラスして何か保障があるかということの御質問からすると、ないということになります。

以上です。

○北地委員 ありがとうございます。

○日域委員長 通告を受けてる質疑は以上なんですけども、他に質疑はございませんか。議長。

○賀屋委員 ありがとうございます。

これは一部改正によって、この額に上がったということになるわけなんですけども、少子化

に対しての大竹市独自の支援策として、これ以外に出産費用についての支援をするという考えはないのでしょうか。

昨年、コロナの関係で妊婦あるいは出産一人当たり10万円というのがありましたけれども、これは一時的なものであったんですが、このような形で大竹市において出産をすれば、出産する場所がありませんけども、大竹市民に出産を促すというか、していただければさらにこれプラス支援をしますよという、いわゆる子ども・子育て支援というものの充実を図る、そういう考えはどうでしょうか。

そのあたりあればお聞かせください。

○日域委員長 課長。

○松重保健医療課長 出産・育児に係る大竹市の独自の事業ということになりますと、大竹市には出産、分娩する医療機関がないということもありますので、妊婦健診、あるいは産婦健診等にかかるためには市外の医療機関にかかるという方が多いかと思っておりますので、その部分の交通費も含めて、支援費として1回当たり2,000円、こちらのほうをお出しするという事業をしております。

今のところ、そういった形で妊娠・出産しやすいという、医療機関にかかりやすい、安全に出産していただくという環境づくりのほうをさせていただいております。

以上となります。

○日域委員長 議長。

○賀屋委員 ありがとうございます。

それは今までの制度ということではあるんですが、それをさらに充実をさせるという意味で、プラス10万円という、先ほど言いました国の支援策の一時的な考え方や取り組みでなく、大竹市で出産すれば、そういったものが継続的に受け取ることができるというような、大竹市独自の支援策ということについて、できないかということをお伺いをしたいと思っております。

○日域委員長 部長。

○三原健康福祉部長兼福祉事務所長 今までやっていたと言われますが、これも独自策でありますので、独自策に独自策をどんどん重ねていくというのも実際のところは難しいんだろうと思います。

また、国のほうの予算ではありますが、伴走的支援ということで、5万円、5万円、10万円ですかね、これも始まりますし、もう少し様子を見させていただきたいと思っております。

○日域委員長 はい、どうぞ。

○賀屋委員 ありがとうございます。

国も異次元の少子化対策ということで、次から次へ予算も発表し、取り組みをされてくると思いますけども、大竹市としてもこの周辺の市町に先駆けて、いろんな取り組みを後追いではなく、それこそトップランナーという位置づけで、お願いをしていきたいというふうに思いますので、今後、検討のほうよろしくお願いたします。

○日域委員長 他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第3、議案第37号権利の放棄についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

部長。

○三原健康福祉部長兼福祉事務所長 補足説明はございませんが、本議案の債権の発生から請求先がなくなったことを把握するまでの経緯を補足資料として提出しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

では、よろしくお願いいたします。

○日域委員長 それでは、質疑を受けたいと思いますが、通告は受けておりません。

今の資料も含めて、何か質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第4、議案第20号大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補

足説明があればお願いいたします。

部長。

○三原健康福祉部長兼福祉事務所長 補足説明はございません。

よろしくお願いいたします。

○日域委員長 それでは、質疑を受けたいと思います。通告は受けておりません。

質疑がある方、挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第5、議案第23号大竹市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

部長。

○三原健康福祉部長兼福祉事務所長 補足説明はございません。

よろしくお願いいたします。

○日域委員長 それでは、質疑を受けたいと思いますが、通告を受けておりますので、通告をされた委員の方、挙手をお願いします。

北地委員。

○北地委員 お願いします。

この議案第23号でございますけれども、いわゆる家庭的保育事業と言われる、対象になるものがあるのかどうかを1つお願いいたします。市内にどのぐらいあるのかお願いします。

それと、この条文、昨日の総務文教委員会のほうにありましたけれども、同じような改正が多々あったと思うんですけども、具体的にいろいろ出ているので、ちょっとその辺で質問させていただきます。

この設備を改善したとして、その確認はどのようにするのが、2点目ですね。

それから、第7条の3ですか、所在を確実に把握できる方法を講じなければならないとあるんですけども、これはどのようにするのが、具体的に教えていただきたいと思います。

それと、もう1つ、これ自動車になるんでしょうけども、ブザーを設置して、どのように操作をして、確認するのか、使い方ですね。その辺をお願いいたします。

それと、これ罰則規定というのはないのかどうか。

たくさんありますけども、あと、懲戒にかかる権限の乱用の削除というのがありました。昨日も本会議議事場で説明があったんですけども、要は民法上で削除されて、ほかの条項に移ったというような解釈をしたんですけども、いま一度説明をお願いしたいと思いますので。

以上たくさんありましたけど、よろしく申し上げます。

○日域委員長 係長。

○山田児童係長 福祉課児童係長の山田といいます、よろしくをお願いいたします。

それでは、北地委員の質問について、まず、前段の4つを私のほうから回答させていただきたいと思います。

対象となる事業施設についてでございます。

この家庭的保育事業等の中には、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、この4つがございます。

市内には、小規模保育事業が1事業、居宅訪問型保育事業が1事業、事業所内保育事業が1事業、この計3事業が市内にございます。

2点目の設備改善の確認についてはどのようにするのかという御質問でございますが、大竹市児童福祉施設指導監査実施要綱に基づく指導監査、又は、大竹市認可外保育施設指導監督実施要綱に基づく報告であるとか立入調査等、こういったことによって確認をすることにいたします。

なお、改善に問題があれば、指導等もできることになっております。

3点目、第7条の3、所在を確実に把握できる方法とはと4番目に御質問がございましたブザーとあるがどのように使うのか、こちらについてちょっと2点関連がありますので、合わせて御回答いたします。

所在を確実に把握できる方法の1つといたしまして、次の第2項にもありますとおり、ブザーなどの車内の児童の見落としを防止する装置を設置する方法が考えられます。

国土交通省が作成した送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン、令和4年12月に策定されておりますが、それをもとにこのガイドラインに適合する装置のリストが内閣府より公表されております。

装置には2つの方法がございまして、まず、1点目、運転手などに車内の確認を促し、確認忘れを防止することを主眼とした押しボタン方式等の構造からなる降車時確認式装置の設置。

具体的にいいますと、エンジン停止後、運転者等に車内の確認を促す、車内向けの警報を発します。運転者等が置き去りにされた子供がいないかを確認しながら車内を移動し、車両後部の装置を操作する、ボタンを押すことになると思うんですが、それで警報を解除いたします。

車内の確認と装置の操作が行われないうまま、一定時間が経過すると、さらに今度は車外

に向けて警報、ブザーを発する。こういった装置としてブザーを使用するというガイドラインが出ております。

そして、もう1つが、運転手が確認を忘れた場合や、置き去りにされた乗員を見落とししてしまった場合に、車外に向けてその旨を知らせることを主眼としたカメラ等センサーによる自動検知式の装置。エンジンの停止から一定時間後にカメラ等のセンサーにより車内の検知を開始いたします。置き去りにされた児童を検知した場合には、車外向けの警報ブザーを発する、こういった装置としてブザーを使用することとなっております。

以上が4点です。

○日域委員長 課長。

○井上福祉課長 福祉課長、井上です。よろしく申し上げます。

次に、基準を守らなかった場合の罰則についてなんですけれども、基準が守られているかどうかにつきましては、児童福祉法に基づきまして、市が定期的に行う、施設の指導監査などで確認することとなります。

基準に達していない場合は、まず、文書による指摘を行いまして、改善報告書の提出を求めます。そして、その報告書が提出されない場合、あるいは改善の意思が見られない場合は、改善勧告を行い、さらにそれに従わない場合は、改善命令を行います。

また、基準が守られていないことが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、事業の制限、又は停止の命令を行うことができるということになっておりまして、さらには重大な基準違反という内容ということになれば、事業の認可の取り消しという対応を取ることになります。

次に、懲戒にかかる権限の乱用禁止の削除についてです。

懲戒とは、いわゆるしつけと称して行われる叱る、たたく、殴る、ひねる、縛る、押し入れに入れるなどの行為を指します。

本条例の第13条におきまして、家庭的保育事業者などは利用乳幼児の福祉のために、必要な措置を取るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱めるなど、その権限を乱用してはならないと規定されておりますが、これにつきましては令和4年改正前の民法第822条に基づくものでした。

この改正前の民法の規定なんですけど、親権を行うものは監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができるという部分がありまして、これが体罰を含む、厳しい戒めを許容している印象を与え、結果、児童虐待を正当化する口実になっているという問題点が指摘されたことで、この第822条は削除されております。

そして、新たに子の監護及び教育における親権者の行為の範囲として、子の人格の尊重などの義務と体罰などの子の健全な発達に及ぼす言動の禁止の条文が追加されまして、いかなる場合でも体罰は許されるものではないことがこれによって明確化されました。

このような経緯から国におきまして、家庭的保育事業などの設備及び運営に関する基準、この国の基準が改正され、乱用しなければ体罰は許されると受け取られかねない、懲戒権の乱用禁止、この条文が削除されましたので、同じ基準を引用している市の条例も同様の改正を行うものです。

以上になります。

○日域委員長 北地委員。

○北地委員 ありがとうございました。

大体分かったんですけども、設備の改善の確認ですね、これ何か設備を改善しましたっていうたら、申請というか、届出が市のほうに出て、それに対応して市のほうが行動を起こすのか、監査だったですかね、そういう流れになるのか、その辺をもう一回お願いいたします。

逐一そういう改善事項を確認していけるのかどうかというのがちょっと心配になったんですけども。

それと、ブザーですよ、これ。何か運転手さんがブザーの操作をして、やるように理解したんですけど、例えば、残された子供がいて、それを感知するとか言われたんですけども、子供が寝込んで、椅子の陰に隠れたときは感知しませんよね。そういう場合とかというのも考えられるのですが、それは運転手さんが見て回って、確認するんでしょうけども、そういったことも考えながら感知するというシステムがあるということは、そのあたりはどのように対策を講じているのか、ちょっとその辺が分からなかったのもたまたま教えてください。

それと罰則規定はなく、一応勧告命令などの措置が取られるということで、納得いたしました。

民法の改正は、自分の考えていたとおりで、条文削除された分、ほかの条文でフォローされたということでいいと思います。

ちょっと2点ほどお願いいたします。

○日域委員長 係長。

○山田児童係長 御質問ありがとうございます。

まず1点、確認についてのところなんですけど、基本的に監査に関する項目、内容等については、国、県を通じて一定の中身等が示されて、それに基づいて監査をするようになるんですけど、ここに関して、そこが項目が上がるかどうかというのは現状ちょっと把握はしておりません。それとともに大竹市に実際、私どもが管轄する施設にバスを持っているという事実もございません。

ということで、報告を求めるところまではないのかなというふうに考えておりますが、そういったところの視点も踏まえて、監査等をするというような形になるかと思っております。

2点目、寝ていた場合、バスで子供が例えば寝ていた場合に感知、そこら辺がどうなのかという御質問なんですけど、そこら辺も非常に難しい状況ではあるかと思っております。

ガイドラインでは、一応今私が1回目に答弁した内容のものに触れている状況以上のことは触れておりません。現状としてはあり得ると思っております。子供が起きているときに、子供が動くことによってそこを感知する、そういったことはあるかと思っておりますが、現状のガイドラインではこういった状況ということで御理解いただければと思っております。

以上です。



○日域委員長 北地委員。

○北地委員 ありがとうございます。

そのあたりで理解しときます。

もう1点ですね、懲戒にかかる権限の件なんですけども、これは民法上の話であって、この条例の中にはそのあたりは入ってこないということですよ。それは民法で解釈することなのでいいのかどうか。

この条例では網羅されていないということでもよろしいでしょうか。その辺お願いします。

○日域委員長 課長。

○井上福祉課長 これに関しましては、民法のほかに、児童福祉法と児童虐待防止法もそれに伴う改正が行われていますので、そちらのほうが適用されることになります。

以上です。

○北地委員 ありがとうございます。

○日域委員長 他にございませんか。

細川委員。

○細川委員 申し訳ありません、事前通告しておりませんが、今の北地委員の質疑の中で、最後の懲戒に関する部分で、第13条が削除されましたが、条例の中では新たに補足はしないということなんですけれども、ほかの法律上、いろんな規定があるからという御説明でしたが、現場の方へのこの家庭的保育だけではなくてほかの部分もありますよね。ほかの保育関係もあると思うんですけど、現場の方へのその辺の周知徹底についてはどのように考えておられるのか教えてください。

○日域委員長 係長。

○山田児童係長 ありがとうございます。

そうですね、指導監査等含めて、指導周知、私立に関してはそういった周知をしていくことになるかと思えます。

これについては当然、公立、私立含めて、文書等は全て通知をしておりますので、そういったところを通知する中で、公立については私どもの会議等で周知を図る、私立についてはそういったところも含めて、指導監査等で補足があれば周知とかそういった指導等になっていこうと思えます。

以上です。

○日域委員長 細川委員。

○細川委員 公立の場合にはかなり、やっぱり行政のほうの目が届きやすい部分もあろうかと思いますが、私立に関して文書で通知しただけで、周知徹底できたとはなかなか納得できない部分がございます。

実際に、去年でしたっけ、保育園でいろいろ事件があって、全国報道されましたが、あいう形で現場の毎日子供と接しておられる職員の皆さんがよく分かってないと、頭では分かっているんだけど、いろいろ現場の事情あるんでしょうけども、より一層、そこは一人一人の子供に対応する方々がよく理解していただけるように、丁寧に文書1本でやるのではなくて、もう少し何か工夫をしていただければ、より徹底できるかと思えますが、ゼ

ひ事故が起きないようにお願いいたします。

要望でいいです。

○日域委員長 課長。

○井上福祉課長 ありがとうございます。

日頃から民間の保育所と色々な面で関わりがあるんですが、改めてこちらのほうからこういう改正がありましたということで、御案内はさせていただこうと思います。

ありがとうございます。

○日域委員長 審議の途中ですが、1時間経過しましたので、換気の時間を取りたいと思います。再開は11時10分、よろしくをお願いします。

11時02分 休憩

11時10分 再開

○日域委員長 それでは、休憩前に引き続いて、委員会を再開いたします。

議案第23号で他に質疑はございますか。

寺岡委員。

○寺岡委員 すみません、素朴な疑問なんですけど、条文について、書かないといけないというのは分かるんですが、第7条の2第3項の中に、安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならないと。

書かないといけないのは分かるんですが、周知する必要は何ですかね。

というのが、周知された保護者は、どういうつもりでおればいいんでしょうか。

知ってもらったとだけでいいのか、何かいろいろ協力をお願いしていくことが想定されているのか。

保護者は一部が毎年入れ替わっていくと思うんですが、じゃあ、毎年そういった説明は何かで入れるのか、説明というか周知はしていくのかっていうところを教えてください。

○日域委員長 課長。

○井上福祉課長 福祉課長、井上です。

国の基準が出ましたので、それに合わせる形の条文になっておりますけれども、実際に保護者に対しましては、毎年度、年度当初あたりだと思うんですが、各施設から入所、入園なんかのしおりというものが出されると思います。その中で、この安全対策などへの取り組みも書かれておまして、保護者に協力求める場合は、そのことも記載されておると思いますので、そういった形で周知を図っていると思います。

以上です。

○日域委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 とりあえず、保護者は知っとけばいいというだけでいいんですかね、今の時点。

○日域委員長 課長。

○井上福祉課長 そのように解釈していただければいいと思います。

○寺岡委員 はい、分かりました。

○日域委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第6、議案第24号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

部長。

○三原健康福祉部長兼福祉事務所長 補足説明はございません。

よろしくお願いいたします。

○日域委員長 それでは、質疑を受けたいと思います。通告を受けておりますので、通告された委員の方は挙手をお願いします。

北地委員。

○北地委員 お願いします。

特定教育施設と保育施設等々、いろいろ難しく書かれておるんですけども、これは要は保育所とか、幼稚園とかあるんでしょうけども、特定地域型保育事業というのが、ちょっとよく分からないんですけども、この説明を1つお願いいたします。

あと、この概要としては、条ずれ等の話でいいのかどうか、その辺をお願いいたします。

○日域委員長 係長。

○山田児童係長 特定地域型保育事業の中身、内容についてという御質問にお答えをいたします。

子ども・子育て支援法の中で、この特定地域型保育事業という言葉が使われております。

また、児童福祉法の中で、同じ言葉として定義づけられている家庭的保育事業等という形の言葉が児童福祉法では使われております。

基本的に、家庭的保育事業等と特定地域型保育事業、これは同じものと考えておりますが、法律によって言葉が若干変わっておるというふうに解釈しております。

以上です。

○日域委員長 課長。

○井上福祉課長 では、本条例の改正の概要について御説明します。

こども家庭庁設置法の施行に伴いまして、関係法律である子ども・子育て支援法が改正されたことによる条例改正になります。

主な改正内容ですが、もともと2項立てからなる子ども・子育て支援法第19条のうち、第2項が削除され、第19条が1項立てになりましたので、条例中の子ども・子育て支援法第19条第1項を引用している箇所について、第19条へと修正する内容になります。

改正によりまして削除される前の子ども・子育て支援法第19条第2項についてですが、内閣総理大臣は、3歳以上の児童の教育保育の給付認定にかかる支給要件を内閣府令で定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならないと規定されておりました。

これが内閣総理大臣の直属機関となるこども家庭庁が設置されたことによりまして、厚生労働省の関係事務もこども家庭庁に移管されますので、第19条第2項の厚生労働大臣への協議が不要になり、条文が削除されることになったものです。

その他の改正といたしましては、第26条の懲戒権の濫用禁止ですが、これは先ほどの大竹市家庭的保育事業などの設備及び運営に関する基準を定める条例の改正内容と同様のものとなります。

以上です。

○日域委員長 北地委員。

○北地委員 ありがとうございます。

条例改正、なかなか改正案としては分かりにくい部分がたくさんありますので、ちょっとお伺いしてみたものでございます。

さっきの特定地域型保育事業というのは、先ほどの家庭的保育事業とそういう感覚で受け止めればいいということですよ。法律の名前が違うというだけで。

分かりました。ありがとうございます。理解できました。

○日域委員長 通告を受けた質疑は以上ですけども、他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第7、議案第25号大竹市認定こども園設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

部長。

○三原健康福祉部長兼福祉事務所長 補足説明はございません。

よろしくお願いいたします。

○日域委員長 質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第8、議案第29号大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

部長。

○中村市民生活部長 補足説明は特にごございません。

よろしくお願いいたします。

○日域委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑を受けたいと思います。通告を受けておりますので、通告された委員の方は挙手をお願いします。

藤川委員。

○藤川委員 お願いいたします。

コミュニティサロン玖波についてです。

玖波だけ指定管理者が変わるとのことですけど、事業内容に変更があるとか、何か聞いていらっしゃると思ったら教えてください。

○日域委員長 課長。

○**神代自治振興課長** 自治振興課の神代です。よろしくお願いします。

議会で承認をいただけたらという前提ですが、シルバー人材センターとは協議を重ねております。

管理運営につきましては、基本的にはこれまでのやり方を踏襲していく方針ということを確認しております。

また、現在、コミサロ玖波に勤務している多くのスタッフの方が、シルバー人材センターに登録することにより、引き続きコミサロ玖波での就業を希望されており、シルバー人材センターもそのようにしていくということですので、利用者の方はこれまでと同様な環境で、コミサロ玖波で過ごすことができるというふうに考えております。

以上です。

○**日域委員長** 藤川委員。

○**藤川委員** ありがとうございます。

いろいろ考えてたんですけど、ものすごい確な答弁だったので、次が飛んでしまいましたが、ちょっと関連で1点だけ聞かせてください。

コミュニティサロン玖波の活用方法、まだ決まってないと思います。活用方法のイメージ等がもしあるのならば、ちょっと教えていただきたいのと、もちろん玖波公民館を活用されている方は多いです。人もたくさん集まってる場所です。コミュニティサロン玖波も御利用が多いと聞いております。

今後の方向性を玖波市民を交えて、コミサロや今度、仮称ですけど、地域交流センターについて、玖波の市民を交えてお話しする場を設けることがあるんでしょうか、教えてください。

○**日域委員長** 課長。

○**神代自治振興課長** コミサロに関することに限定してお答えさせていただきます。

もともとコミサロ玖波は管理運営委員会の母体が玖波自治会連合会になっております。コミサロに関することは、管理運営委員会に説明する形で周知をさせていただいております。

また、利用者へも指定管理者を通じて、説明はお願いしておりますけども、今後、新施設に統合される時期など、未定の部分もありますので、引き続きそのような形で周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○**日域委員長** 課長。

○**三井企画財政課長** 企画財政課長、三井です。

コミサロ玖波の活用策というところでございます。

昨年12月の議員全員協議会においても、議員から商業施設への転用の提案を受けたと思っております。

現在、企画財政課では、コミサロ玖波など、市有地とか公共施設について、民間での有効活用の可能性を探るために、さまざまな民間事業者が集う官民連携会議などに参加しまして、民間事業者から意見を聞いて、活用策を探っているところでございます。

今後も利用者とか地域の意見を聞くことと並行して、商業施設への転用の可能性も含めまして、民間事業者においてどのような活用が見込めるかについて、調査、研究をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○日域委員長 他に質疑はございませんか。

細川委員。

○細川委員 通告をしてなかったものですから、申し訳ありません。

指定管理者の指定の議案が出るタイミングについて、ちょっとお尋ねします。

この場で聞くというのも何となく場違いな気もいたしますが、この3件、コミサロ元町、栄町、玖波、3館とも3月31日で契約が切れるので、4月1日からどうしようかという議案だと思っております。

同じ指定管理者の場合には、大きな問題は起きない可能性もあるとは思いますが、場合によっては議会で否決されることもありますし、今回、玖波に関しては、管理者が変わるということで、引き継ぎの作業とか指定管理者が決まらないところで、いろいろ悩まれて、やりづらかった部分もあろうかと思っております。

もう少し早いタイミングで議案は出していただいたほうが、周りの皆さんも動きやすいかなと思うんですけれども、その辺、今後、ほかの指定管理の議案についても、全部関連すると思いますが、前は12月で出てたと思うんですよね。今回3月になっちゃったんで、何か特別なお考えがあったのかな、それとも今後は3月でいいと考えていらっしゃるのか、考え方を聞かせてください。

○日域委員長 部長。

○中村市民生活部長 本来、12月議会で提案できればよかったんですが、今回特に地域交流センターの関係での調整とか、そういった部分でなかなかちょっと12月が難しいという状況になりまして、今回の提案というふうになりました。

できるだけ早い時期への提案というふうに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○日域委員長 細川委員。

○細川委員 実際現場のコミュニティサロン玖波の指定管理者のほうも、利用者の方からはどうなるんだ、どうなるんだと聞かれて、決まってないんで答えられない、私どもも聞かれても議案も出てないので、何も言えない。でも、どうやら変わるらしいみたいな感じで、かなり利用者も混乱してたようなので、市の事情もあろうかと思っておりますが、やっぱり現場と利用者のことを考えて、かなり前から指定管理者が変わるといのは、意向は聞いておられたと思いますので、ぜひ同じようなケースでは早めに準備ができるようお願いいたします。

○日域委員長 要望ですね。

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第9、議案第30号大竹市地区集会所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

部長。

○中村市民生活部長 補足説明はございません。

よろしくお願いいたします。

○日域委員長 それでは、質疑を受けたいと思いますが、通告は受けておりませんが、質疑があれば挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第10、議案第32号市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。



部長。

○山本建設部長 補足説明ございません。

御審議よろしくお願ひいたします。

○日域委員長 それでは、質疑を受けたいと思います。通告を受けておりますので、通告された委員の方は挙手をお願いします。

藤川委員。

○藤川委員 2点お伺ひします。

まず、変更理由ですね、農道から市道になる変更理由と、市道になることによって、管理の変更があったり、市道にすることにより道路の整備が進んだりするのでしょうか。

○日域委員長 係長。

○辰川土木課長補佐兼管理係長 土木課管理係、辰川です。

このたび、市道認定しようとする道路は、現在、農道として管理しておりますが、道沿いに農地はあるものの耕作者が減少しており、レジャーや生活など一般道路として利用する割合が多くなっていますので、市道として管理しようとするものです。

また、農道として管理を続けると、台風や豪雨などで道路が被災しても、耕作地が少ないこともあり、災害復旧費に対して国からの補助が受けにくくなっております。

今後、市道として管理しても、整備や維持管理については基本的に今までと変わることはございませんが、道路が被災したときには国から公共土木施設災害復旧事業費に対して補助を受けられることがございます。

以上です。

○日域委員長 通告を受けた質疑は以上となります。他に質疑はございませんか。

議長。

○賀屋委員 すみません、通告はしておりませんが、市道に変わるということで、今度いろんな面で整備がしやすくなるのかなということもあるんですけども、特に地元からいろんな要望も出ているのではないかなと思うんですけども、この1号線ですね、これは一周道路ですけども、小学校のところとまた、最後の終点あたりのヘアピンの部分が非常に狭小で、また、回りにくいという、軽自動車ですら通れるぐらいかなという道幅でございますけども、このあたりの、特に早急な改良計画というのを考えておられますかどうか、そのあたりを1点お願ひしたいと思います。

それと、さらに将来的に耕作地は少ないということではございますけども、他の用途に転用できるような、いわゆる開発可能な用地というか、農地といいますか、転用してですけども、そういったところの活用、新しい全体の活性化のために道路整備することによって、当然人も入ってくるわけですけども、特に道が整備されますと車でキャンプでもしようかという方もおられるかと思ひますけども、そういった活用策を期するような整備の考え方というのは、お考えがありますか。

そのあたり、2点ほどお願ひしたいと思ひます。

○日域委員長 課長。

○廻本土木課長 土木課長の廻本です。

委員の言われるとおり、もともと小学校のヘアピンと神社側、反対側のクランクになっているところがありますが、現時点での計画と整備というのはありません。

今後、いろいろ阿多田島の島民の方といろいろな形で話をさせていただきながら検討していきたいと思っています。

以上です。

○日域委員長 他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第11、議案第34号令和4年度大竹市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

局長。

○古賀上下水道局長 補足説明はございません。

よろしくお願いたします。

○日域委員長 本件に関し、質疑の通告を受けておりますので、通告された委員の方の挙手をお願いいたします。

北地委員。

○北地委員 至極単純な質問になりますけども、説明の中では電気代が高騰したという説明だったんですけども、これ電気代だけの話なのかどうか、ほかに要素はないのか。

もともと幾らだったのが幾らぐらいに上がったか。1,000万円ですよね、これ。結構な金額ですけど、我が家も今月、5万円の請求が来ましたけども、大変びっくりしておるんですけども、その辺をちょっと2点ほど伺います。

○日域委員長 課長。

○三浦上下水道局業務課長 このたびの上水道事業会計の補正予算でございます。

約1,000万円の補正でございますけども、内容は全て電気代の補正ということでございます。

幾らぐらい上がったのかという御質問でございますけども、昨年度の電気代の決算額、委託の範囲に含まれる電気代の決算額でございますけども、上水道でいきますと大体が2,900万円台でございましたものが、このたびの決算見込みでは上水道が4,000万円程度に上がっております。

以上です。

○北地委員 分かりました。

○日域委員長 他にございませんか。

細川委員。

○細川委員 事前通告はさせていただいたんですけども、これ議案第34号ですよ。

○日域委員長 そうですね。

○細川委員 ちょっと先走って、議案第34号、議案第35号の両方に関わる質疑になってしまったんですけども、どうでしょうか。議案第35号のほうでしたほうがいいのかと思いますので、議案第35号でさせていただきます。

○日域委員長 じゃあ、そうしてください。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第12、議案第35号令和4年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

局長。

○古賀上下水道局長 同じく補足説明はございません。

よろしくお願いたします。

○日域委員長 それでは、本件に関して、質疑を受けたいと思います。

細川委員。

○細川委員 申し訳ございません、段取りが悪くて。

議案第35号も議案第34号と同様に電気代が上がったからといった説明をいただいているとは思いますが、これ年間の総給水量ですかね、上水道と工業用水道ではかなり量が違っております。

大体年間で上水が300万トン、工水が900万トン程度、3倍ぐらいになるんですけど、単純計算すると電気代は3倍じゃないかと、素人はそのように考えてしまうんですが、これちょっと少なくないかと、工水のほうの電気代、思うんですけども。そこら辺、どういった理由でこのようになってるのか教えてください。

○日域委員長 課長。

○中司上下水道局工務課長 工務課長、中司です。

上水と工水、総配水量がかなり違うのに、電気代はあまり変わらないよねという話なんですけども、上水道は工業用水道のポンプに比べて、口径が若干小さいんですけども、三ツ石調整池、配水池ですけども、そこへ水を送るための送水ポンプに加え、小瀬川から水をくみ上げて、ろ過池へ水を入れるための取水ポンプもあるんですけども、工業用水道については小瀬川から取水して、直接配水池へ送るポンプのみということです。

また、上水道は配水池が工業用水道に比べて高い位置にある、高い位置に水を送らないといけないということで、電気も使ってしまうということ。

あと、ポンプの稼働時間も、上水のほうが工業用水道に比べて長いというのがあります。

そのほか、三ツ石調整池に紫外線の消毒装置がありますので、配水量は少ないんですけども、こういったことから上水道のほうが電力使用量ちょっと多くなっているということです。

こういったことから、電気を使った量、電気代、これは配水量に比例してるというわけではなくて、電気の使用状況の違いであるとか、設備の違いによって、上水道と工業用水道の電力使用量、電力料金差というのは、あまり生じていないということだと思います。

以上です。

○日域委員長 他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第13、議案第36号令和4年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

局長。

○古賀上下水道局長 補足説明ございません。

よろしく御審議お願いいたします。

○日域委員長 本件につきまして、質疑の通告を受けておりますので、通告された委員の方の挙手を求めます。

北地委員。

○北地委員 それでは、議案第36号ですけども、電気代大丈夫ですか。これがまず1点です。

上水、工水ともに電気代の補正を組まれているのに、こちら補正を組まれていないので、電気代は本当に大丈夫なのかどうか、確認させてください。

それと、第4条の玖波雨水排水ポンプ場ですよね。これの債務負担行為が出ているんですけども、期間の変更で補正することなんですけども、これは県道改良の絡みのことになろうかと思うんですけども、状況をちょっと教えていただければと思います。

○日域委員長 課長。

○三浦上下水道局業務課長 1点目の下水の電気代は大丈夫かという点につきましてお答えいたします。

下水道につきましても、上水と工水と同様に、昨年度と比較をいたしますと、相当程度値上がりはしておりますけども、現行の予算の範囲内で、例えば修繕の予算残とかがございますので、そういったところに対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○日域委員長 課長。

○中司上下水道局工務課長 玖波ポンプ場の状況でございますけども、今、お話のありましたとおり、広島県が計画しております県道大竹湯来線道路改築事業に伴って、玖波雨水排水ポンプ場が支障になり、この移設をしないといけないということです。

この玖波雨水排水ポンプ場ですけども、その位置が都市計画に今、定められています。都市計画決定がされているとか、下水道の事業計画に定められているということで、この位置の変更が必要になります。

今年度、業務発注して、作業を行っているところなんですけども、ポンプ場の位置であるとか規模等の検討、また、関連する県道改築計画との協議調整に時間を要しているということ、また、都市計画の変更であるとか、下水道事業計画の変更については、計画原案を作成して、説明会をしたりとか、検討の協議、また、案の縦覧、都市計画審議会等を経て、都市計画変更されるというようなことで、これらにも時間を要する見込みであるということであって、ちょっと期間を延伸したいという考えでございます。

○日域委員長 係長。

○安岡土木課課長補佐兼工務係長 土木課工務係長の安岡です。よろしく申し上げます。

御質問のありました県道の状況について御説明させていただきます。

現在、広島県のほうで大竹湯来線の改良事業の道路詳細設計、玖波ポンプ場付近に当たります、JRの踏切から国道2号までに関して、今年度、詳細設計のほうを実施されている状況にあります。

以上になります。

○日域委員長 北地委員。

○北地委員 ありがとうございます。

電気代のほうは、現行の予算の中で差し繰りして大丈夫であると。ほかの仕事ができてないということですね、言い換えれば。もうちょっと頑張ってください。

玖波のポンプ場になりますけども、今から設計が始まるというような、今年度もやっているわけなんですけども、それがもう少し長引きそうだとということで、1,400万円の限度額なので、工事のほうはまだまだですけども、これそっくり全部移転するんですか、一部移転なのか、そこだけちょっとお願いします。

○日域委員長 課長。

○中司上下水道局工務課長 雨水排水ポンプ場については、道路計画で全部かかるわけではないんですけども、ポンプ場自体を別の場所に移設する必要があるということで、丸々、別の箇所へ移転をするという考えです。

○日域委員長 北地委員、どうぞ。

○北地委員 現行の池がありますよね。ああいうのも全部変わるということでもいいのかな。

○日域委員長 課長。

○中司上下水道局工務課長 既設の水路、流路、また、今言われました貯留池がありますので、それらの位置は変えることができませんので、それらを生かせる場所にポンプ場を移設する、今の貯留池周辺につくるようになるかと思えます。

○北地委員 ありがとうございます。

○日域委員長 他にございませんか。

議長。

○賀屋委員 すみません、通告を出しておりませんが、今の玖波のポンプ場の件でございますけども、これは県道の改良に伴っての移設が必要になるということなんでしょうけども、この費用については、支障移転ということでの公共施設なんで、丸々というわけにいきませんかしょうけども、県のほうからこのあたりの費用の負担というのは、補償で出る部分があるんでしょうか。

それと、当然、先行して、ポンプ場を移設をしないとはいけませんけども、そのときにポンプ機能、排水機能を保ちながら、移設をするということで、大変慎重な作業、計画にもなるかと思えますけども、大体いつ頃移設をされるという、年度計画みたいなものがあれば、その道路改良ともあわせての話になるかも分かりませんが、大体地域の方への説明ですね、いつぐらいからどんなふうになるんだというのは、まだ全く周辺の人に周知はされていないので、もし分かればお願いしたいと思います。

○日域委員長 課長。

○廻本土木課長 土木課長の廻本です。

県道関係の道路改良については、担当窓口としては、土木課のほうでいろいろと協議させていただいています。

玖波の排水ポンプ場につきましては、実質、県道の改良に伴って、支障になるということで、それに対する補償の関係なんです、それについても県のほうと協議させていただいています。

今、委員が言われるように、全部が全部補償されるかということになりますが、実際の既存のポンプ等の耐用年数やいろんなことの算定で、補償費が決まってくると思いますので、それは今後また、補償いただける中での協議をさせていただこうと思っております。

それと、今のポンプの移設の時期ということになりますが、現在、担当課と上下水道局、県といろいろ協議をする中で、時期についてというのは先ほど上下水道局工務課長が言われたとおり、今から都市計画の変更等で、時期がまだかかると思っています。

今言われる地元説明という形になってくるんですが、県のほうは道路改良の説明をしたいんですが、うちのほうもそれに伴って、ポンプの移設先というのも必ず地元から話が出てきますので、全てのことをちょっと調整しながら、今後、説明会を開くかどうかの協議もしていきたいと思っております。

以上です。

○日域委員長 議長。

○賀屋委員 すみません。説明会をぜひ開いてもらいたいんですが、開くかどうかのいうのではなく、開くという前提で、いつ頃その説明会を持つのかということも含めて、分かれば、こういうのは早めに地元のほうには周知をしておいてもらわないと、全然情報がない中で不安を前提にどうなるんか、変な話が飛び交ってもいけませんので、しっかりその辺の事業説明を早い段階でお願いしたいと思っております。

○日域委員長 部長。

○山本建設部長 ちょっと説明が悪くて申し訳ございません。

線路よりも上流側は、今、着手しておりますが、そういった意味では地元のほうとの説明会は当然、早くしたいと思っております。

また、分かれば、広島県との調整をなるべく早く済むように、そして、説明会もなるべく早く、事業もなるべく早くできるように努力したいと思っております。

○日域委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日域委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議事の都合上、暫時休憩いたします。再開は13時といたします。

11時56分 休憩

13時00分 再開

○日域委員長 それでは、休憩前に引き続いて、会議を開きます。

日程第14、令和5年陳情第1号、事業系ごみ処理に係る陳情を議題といたします。

本件は、事前に陳情文書表をサイドボックスに掲載しております。

委員の皆様方には事前に御一読いただいていると存じますので、陳情の要旨の朗読を省略いたします。

それでは、早速審査に入りたいと思いますが、審査にあたりまして、今回が初めての審査でもございます。

執行部において、現状等や考え方などについて、御説明いただければと思います。

課長。

○外谷環境整備課長 環境整備課長の外谷です。よろしくお願いいたします。

それでは、廃棄物手数料事業系ごみの改定につきまして、市の考えと、これまでの対応等について御説明させていただきたいと思っております。

それでは、このたびの改定についてでございますが、平成30年6月28日開催の生活環境委員協議会において御説明しております、大竹市一般廃棄物処理基本計画につきまして、その中で掲げる重点施策のうち、事業系ごみ処理手数料の改定及び徴収方法の変更について取り組むものでございます。

初めに、事業ごみの課題等についてでございます。

家庭系ごみにつきましては、今、減少傾向にございますが、事業系ごみにつきましては、ここ数年横ばい傾向にございます。

近隣自治体を見ますと、事業系ごみ処理手数料につきましては、廿日市市、岩国市、和木町では10キログラム当たり150円となっております。

大竹市廃棄物減量等推進審議会の答申では、現在、計量方式による従量制で実施している10キログラム当たり100円の手数料額を150円に改定することを求めますとされているところでございます。

なお、改定の時期については、事業者等を対象とした事前の説明会を開催の上、早期に実施することを求めますとされておりまして、事業者の理解を得ることを前提ということになっております。

また、排出者負担の公平性やごみの減量等の観点から、事業系ごみ処理手数料の改定及び徴収方法の変更について、平成32年度、令和2年度でございますが、この時期からの実施を目指すものとされておりました。



しかし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症が蔓延し、令和3年度も続いたことから、その影響を考慮しまして、手数料改定までには至っていないという状況でございます。

令和4年度につきましては、国のほうでも行動制限をしないこと、また、経済活動も徐々に回復しているということもありまして、改めて改定について、整理する必要があると考えたところでございます。

そこで、当初、市の方針としましては、答申のとおり、10キログラム当たり100円の手数料額を150円に改定すること、改定前には事業者等対象とした事前の説明会を商工会議所と調整の上、開催すること、改定時期につきましては、このときは令和5年4月1日とするということで話をしておりました。

なお、基本計画で新たに事業系の指定ごみ袋を導入とありましたが、費用対効果の面からこのたびの改定では導入しないということとしたものでございます。

この時点で、議会の皆様に説明の時期も検討したんですけども、生活環境委員協議会において説明しました内容の繰り返しにしかならないというふうに考えまして、先に一般廃棄物の許可業者に方針等説明の旨、協議させていただき、その内容とともに説明させていただきたいと考えたところでございます。

次に、許可業者等との協議状況でございます。

大竹市清掃事業協議会との協議を昨年9月12日に6会員、16日に1会員に対し開催しました。

そして、先ほどの方針等の説明を行ったところでございます。

そこでは、改定することに特に反対意見はございませんでしたが、その代わり、どのように周知していくのか、また、排出事業者向けの案内チラシの提示を求められたほか、改定時期については令和5年4月ということではなく、1年先延ばしして、令和6年4月からはならないかなどと意見が出たことから、一旦整理をさせていただくこととしたものでございます。

清掃事業協議会に改めて、まず、案内チラシを提示し、今補足資料としてお配りさせていただいておりますが、このたたき台を示させていただいて、意見の取りまとめをお願いした結果、協議会としてやはり改定には反対しないけれども、排出事業者との委託料等の調整を考慮して、改正時期については令和5年4月からではなく、1年先延ばしをお願いしたいということでございました。

次に、11月に入りまして、清掃事業協議会からの意見を踏まえまして、今後調整の上、商工会議所及び排出事業者に説明などを行っていくには、ちょっとスケジュール的には厳しいということなどを踏まえまして、内容を市長に説明させていただいて、改正につきましては当初方針の令和5年4月から令和6年4月に変更して、このときの議会への提案につきましては、3月とするか、また、新年度の対応とするかの協議を行ったところでございます。

そこで、市の方針としては、この時点でも新型コロナの状況もまだ分からないということもありましたので、改正時期を令和5年4月から1年延長して、令和6年4月として、

改正議案を3月議会への提出で調整をしようということとしたところでございます。

次に、一般廃棄物許可業者と12月16日に協議を行いまして、方針等の説明を改めて行わせていただきました。

ここでも改定することに特に反対意見はございませんでしたが、今度は市民向けに説明が要るのではないか、また、市民向けの案内チラシも必要ではないかという意見もございまして、家庭ごみは値上げをしないのかなどという御質問もありました。

今回の改定は事業ごみのみでございまして、市民向けの説明などは考えていなかったもので、改めて整理させていただくことで了承していただきました。

顧客者等の説明を踏まえまして、大竹商工会議所に12月20日に方針等の説明を行いました。以前、平成30年1月19日付で、商工会議所のほうから要望書の提出がありましたことを踏まえまして、事前説明に伺ったこと、今後、排出事業者への説明に際し、協力を得たいことなどを伝えさせていただきました。

一旦そこでは会議所内で協議の上、対応等について後日回答するとのこととございました。

次の日に、リサイクルセンターに回答がありましたが、その内容につきましては、事業者への説明は市でやってほしいと。なお、会議所を説明会場として貸し出しすることは可能ですといった内容でございました。

当初、想定してた会議所からの情報提供など、協力が得られなかったもので、市で改めて許可事業者等を通じて、説明会の案内先を調べる事態が生じまして、その準備等に時間を要するなど、事業者への説明会も実際遅れている状況でございます。

許可業者のほうには、3月議会に提案するようなことで進めますよというような説明したままになっておりまして、また、議会への説明もできてない中で、陳情書が提出される状況に至りまして、議員をはじめ、関係者の皆様に御心配と御迷惑をかけてしまい、大変申し訳ありませんでした。

以上が事業系ごみの改定につきまして、市の考えとこれまでの対応についての御説明とさせていただきます。

○日域委員長 ただいま説明がございました。

それでは、委員の皆様におかれまして、本陳情の内容を踏まえ、今の説明に関して、確認したいことなどありましたら質疑を許可します。

はい、細川委員。

○細川委員 丁寧な御説明ありがとうございます。ですが、丁寧過ぎたのと早口で、ちょっとよく分からなかったんですよ、実は。文言も似たような文言たくさん出てくるんで、あれでしたら今の全部でなくてもいいんですけど、要所、要所、ポイント絞って、資料としていただくわけにはいきませんか。

議会には平成30年の協議会で説明があって、それ以降、私の記憶では御説明いただけないと思うので、この5年間のことになりますので、ちょっと今ぱっと御紹介いただいただけで全然頭の中に整理ができないんですよ。

申し訳ないんですけど、どうなんでしょうか、委員長。ちょっと対応をお願いしたいと

思います。

○日域委員長 もう少し間をおいて、もう一回話していただけますか。

何ならその原稿をコピーしていただいてもいいのかなという話がちょっと出てるんですが、そういうものではないのかもしれないかもしれませんけど。

部長。

○中村市民生活部長 本当に端折って言わせていただきますと、初めに審議会の方針で、まず、10キログラム当たり100円の手数料を150円にしてくださいという答申がありました。

その後、すぐに改正をすればよかったんでしょうが、もう新型コロナウイルスが蔓延をしてくれておまして、そういう状況を鑑みまして、改正のほうを見送っていたということでございます。

令和4年になりまして、もうそろそろ落ち着いてきたし、改正に向けて準備をしていったほうがいいのではないかということで、当初3月議会に提案する予定で、事前に業者のほうと説明会を開いて、こういう方針で考えてるんだがどうかというような話を今まで進めてきたところでございます。

その途中で、3月議会に提案するという最初の方針が残ったまま、今この時期に来てしまいましたので、皆さんのほうで多分もう3月に更新されるんだらうと、改定をされるんだらうという思いが多分あって、今回の要望書につながったのではないかというふうに思っております。

私どものほうでは3月議事を念頭に考えておったんですが、実施自体は改正をしてもその施行は令和6年4月1日を予定をしておりましたけれども、先に改正、条例改正が3月にされるということで、すぐに4月から改定をされるのではないかというふうに考えられたのかなというふうに思っております。

今まだ、上程もしてない状況ですから、この来年度中に改正議案を上げさせていただいて、その実施時期については今のところは令和6年4月1日を目指して考えていきますが、今後の事業者との協議の中で、今、現時点でそれを決定したものではないんですが、そういうふうな動きで考えております。

商工会議所のほうにも、事業者が関係することですから、商工会議所のほうにもそういった説明をしてきたところなんですけど、先ほどの3月というのが多分、頭にあって、今回の要望につながったのではないかというふうに考えております。

以上です。

○日域委員長 細川委員、どうぞ。

○細川委員 分かりやすくまとめて説明し直していただきありがとうございます。

幾つか聞きたいことが出てきました。

ごめんなさい、最初、令和4年に業者に説明とおっしゃってましたが、それは収集業者に説明をされたということですよ。

それで、本来であればこの議会に条例案を提出したかったけれども、収集業者と話をする中で、令和5年度の3月の議案提案は難しくなったという、そこら辺の判断がちょっとよく分からなかった。

平成30年の計画の御説明をいただいたときに、審議会の答申がありましたということも御説明あったと思うんですけど、審議会のほうでは値上げはやむを得ないということで、そういう背景を考えると、できるだけ早期に値上げをなさいと。ただ、それに当たっては、事業所に説明をしっかりとするという、審議内容だったと思うんですけど。

ちょっと令和5年3月に議会に提案したいという割には、事業所、収集事業者もそうですし、排出事業者に対しても、今聞いたところでは、収集事業者に説明はしただけのように聞こえるんですけど、排出事業者のほうには今のところまだ説明はできていないという理解でよろしかったでしょうか。

幾つか聞いたんですけど、私もよく分かんなくなっただけで、すみません、お願いします。

○日域委員長 課長。

○外谷環境整備課長 ちょっと早口で御説明させてもらって、大変申し訳ございませんでした。

まず、流れとしましては、今回、改定に向けての取り組みとして、まず、収集運搬をしていただいている業者のほうに御意見を伺おうということで、清掃事業協議会というのが7事業者で構成されておりますが、そこが市のほうで収集運搬を委託させていただいている関係もあって、御意見をお伺いしたいと、お聞きしやすいということもあって、その協議会と先に意見を交換させていただいたものです。

それを踏まえて、おおむねこういう内容でいいのではないかというふうな意見をいただければ、それをもって実際に今度は排出事業者に対して、説明をさせていただこうという流れで考えておりました。

ある程度排出事業者のほうにも説明をさせていただくとともに、ちょっと議会のほうに説明させていただいて、それから、議案の上程をさせていただこうという、流れを考えていたんですけども、清掃事業協議会とか、一般廃棄物の運搬をしていただく許可業者とそういう意見を交換させていただく中で、実際、自分たちがお客さんに対して、やはり説明しなくてはいけない場合もあるので、それに対するやっぱり資料とか、そういったものもしっかり作ってくれと、そういった御意見もあって、それを整理するのに時間がかかって、最初に取り組んだ時期よりも時間を要した部分がまず1つ。それから、実際それをもって、この内容だったらいいのではないかという御意見をもって、今度は実際に排出事業者の方に説明しようと思ったら、商工会議所のほうにも御協力をいただきたいということで、商工会議所のほうに説明をさせていただいて、協力いただけないかという内容のことをさせていただいたんですけども、先ほどの説明の中で、商工会議所としてはそこでは一応関与しないので、市のほうで説明してほしいということと言われて、そうすると実際に、今市内にある業者のほうにどれだけの方がいらっしゃるかというのちょっと、こちらとしても全て把握できてなかったの、その把握をしようと思ったときに、先ほどの収集運搬をされている業者とか、そこから実際のお客さんの情報とか教えてもらえないとか、そういった手順を踏まえてやることになったものですから、その関係でちょっと時間を要してしまったというのが現状でございます。

先ほどの議会のほうに対しても、どこかの時点で説明させていただかないといけなかつ

たかなと思ってたんですけども、ちょっと材料がそろわなかった部分もありまして、そのためちょっとこの時期までずるずるきてしまっていて、先ほど御質問にありました、議会のほうに説明するというタイミングと合わなくなってしまったということで、ここの部分についてまだちょっと今まで説明させていただいた業者のほうにも話ができてませんので、その分については今回の状況も踏まえて、また改めて説明させていただこうとは思っております。

以上です。

○日域委員長 細川委員。

○細川委員 すみません、もう一度確認させてください。

収集業者に説明されたのは、令和4年のいつになりますか。

それと、そのときに収集業者はオーケーだったわけですよね。令和5年3月に議案を出しますと、そのことそのものはいいですよと。その代わりに、排出業者に丁寧に説明してくださいと、そういうことだったということ。

だから、いつ言ったのか、そのときの収集業者の対応、それと、排出業者にはまだ何も説明はできていないのかどうか、その3つをお願いします。

○日域委員長 課長。

○外谷環境整備課長 まず、収集運搬業者、先ほどの大竹市の清掃事業協議会に所属する7事業者になりますけども、こちらの業者とは去年の9月12日にまず6会員、それから16日に1会員に対して、まずお話をさせていただきました。

そこでも、いろいろちょっと御意見はあったんですけども、改定そのものについては、市が行うということですので、特に反対ということではないんですけども、その代わりに自分たちの顧客に対しても、どのように周知していくのかとか、そういった説明の部分特に強く問われたということがございます。

あともう1個は、先ほどの実施時期ですけども、我々のほうとしたら、当初は令和5年4月を目指していたんですけども、そこはこの時期の説明だったら、ちょっと時期的には難しいのではないかという御意見があって、せめて1年は延ばしてくれという大きな2点がございました。

その後、一旦説明する資料をこちらのほうとしても用意するのに時間がかかりまして、1カ月ぐらいかかって、一旦10月にその協議会を代表する方とやり取りをさせていただいて、そこで意見の取りまとめをお願いして、協議会全体としては改定には反対はしないと。ただ、排出業者等の委託料との協議等も考慮していただいて、改正時期を令和5年4月から1年先延ばしをしてもらえないかというのがまずありました。

そこから、また中でやっぱり協議をさせていただくようになりますので、11月に一旦市の内部で協議をさせていただいて、次に、収集運搬業者と、一般廃棄物の許可業者に説明させていただいたのが、12月16日です。

その後、商工会議所に12月20日に説明に伺わせていただきました。

日程は今のところそれです。

○日域委員長 他に質疑はございませんか。

藤川委員。

○藤川委員 すみません、今説明の話は今出てたんで、その流れで聞かせていただくんですが、令和4年9月と12月に収集業者に説明されたと伺ったんですが、先ほども要望書の話が出ました。平成30年に要望書が出ております、商工会議所から。

この要望書の中には、ごみ処理料金の値上げについて、丁寧な御説明をお願いしますとともに、急激な値上げではなく、現状調査等により段階的な運用をお願いしますとあります。

昨年の12月と9月に説明したのは分かったんですが、それまでの5年間ですかね、何かこの要望書を出された商工会議所に対して、説明はされているのでしょうか。

○日域委員長 課長。

○歳谷環境整備課長 私も昨年の4月からこちらのほうに変わらせていただいたんですけども、過去の資料を見る限りでは、一般廃棄物の処理の基本計画がちょうど、平成30年5月に策定になってるんですけども、それ以降は特にお話はしてないと思います。記録もちょっと残ってないので。

今回、商工会議所のほうに説明に入らせていただいたのは昨年の12月20日ということで、実際のその間はちょっとさせてもらってないというふうに認識しております。

以上です。

○日域委員長 藤川委員。

○藤川委員 そうですよね、多分ちょっとしたことだと思うんですよ。この丁寧な説明をお願いしますという、それがすごい私は気になって、説明がなかった。それからの陳情書につながるのかなと。

多分この陳情書を見ても、今回の、段階的に上げてほしいと、上げることにに対して全然反対ではないのかなと。ただ、この一気に上げる感、50%と言ったらものすごい。100円が150円って言ったら何てことないかもしれませんが、やっぱりキロ数出しているところには、すごい負担だと思うんですね。

調べましたら事業者、収集業者ではなしに出す側ですよ、出す側の事業者、ほんと小売店でも4万円から5万円、月々かかっている事業がいらっしやいました。実際、本当に50%上がると、大変なことですよ。そうになると、やっぱり値上げせざるを得ないのかなと、そういうことはやっぱり市民の皆様にも負担が一気に来るのかなと思います。

段階的っていうのは、実際難しいんですか。

そこちょっと聞かせてください。

○日域委員長 課長。

○外谷環境整備課長 一般廃棄物の処理基本計画の中で、ここでは重点施策2点ほど挙げさせてもらってますけども、1点目がごみの広域処理ということで、これは廿日市市とのごみ処理の分でございます。これは既に進めているところです。

もう1個が、2番目として事業系ごみ処理手数料の改定ということで、この計画の中で特に改定方針というところで挙げておりますけども、ここで実際に商工会議所の要望が出されたのが、平成30年1月ですけども、それを受けて実際に審議会の中でも審議されてお

るんですけども、そこでは特に段階的な値上げというところは示されていないところであり  
ます。

その代わり、料金改定の方針としては、激変緩和ということで1.5倍以内にするという  
ことで、そうなった場合に現状の100円から1.5倍ということで、150円という指針を示さ  
れているところです。

そのため、その方針を尊重して、我々としては動いていたということです。

実際に、令和2年から改定を目指すということだったんですが、あれから3年以上、コ  
ロナの関係もありますけども、改定していないということもありまして、さらに令和6年  
まで改定を延ばそうということも踏まえまして、その間、延ばさせていただくというこ  
とで、ちょっと我々としては激変的な緩和と段階的な部分は考えてはないんですけども、事  
業者の負担の軽減を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○日域委員長 藤川委員。

○藤川委員 それでは、段階的は難しいと、全く考えてなかったということでよかったかな  
と思うんですが、段階的が無理なら、例えばまだコロナ、終息しているように見えますけ  
ど、実際、小売店とか、事業者は全然帰ってきてません。この1年で帰ってくるかどうか  
というのもちょっと不安はあります。せめてもう1年、令和6年度からではなく、令和7  
年度、令和8年度からというお考えとかはありますか。

○日域委員長 課長。

○外谷環境整備課長 ちょっと重ねての御回答になって大変恐縮なんですけども、もともとこの  
取り組みをしようと思ったのが、一般廃棄物の処理の基本計画に掲げる施策について、ど  
のようにしていくかということから入らせていただいております。このときは令和  
2年度から改定をするということだったんですけども、結局そこから改定をしていないと  
いうところでもあります。

事業系ごみの手数料につきましては、実際に今の金額になったのも、平成17年でござい  
ますから、平成17年から今年度までにかけて18年ほど改定をしていないというところでご  
ざいます。

近隣のほうでは、その間に手数料につきましては改定されまして、先ほどもちょっと触  
れさせていただきましたけども、お隣の岩国市、和木町、それから、廿日市市のほうでは  
150円に改定されております。

本市のほうもそこまで改定せずに頑張ってきたところではございますが、現状、今、廿  
日市市と広域でゴミ処理もさせていただいている関係もありまして、せめて近隣並みの負  
担はお願いしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○日域委員長 藤川委員。

○藤川委員 はい、ありがとうございます。

令和2年度に実施する予定を令和6年度にした。すごいコロナの影響があって、延ばし  
てくれていることは分かるんですけども、何で令和2年度に説明をしなかったのかなと今聞い

てて思いました。そのときに説明があれば、令和6年度にコロナが終息して、ちょっと上げますよみたいな、ちょっと説明が一回あれば、この陳情書にはつながらなかったのかなとちょっと思いながら聞いておりました。

答弁はいいです、以上です。

○日域委員長 他にございませんか。

副委員長。

○和田委員 すみません、1点だけ。

私は、ごみの収集のシステムってはっきり分からないんですよ。聞いた話だと大竹市の小売業、今の生ごみとかごみを業者に引き取ってもらうのに、月ぎめでお金を払っとるらしいんですよ、月に1万円から2万円ぐらいまでを。それで今の大竹市が10キログラム当たり100円で受けてますと。その今の許可業者が一般の業者のごみを集めて、大竹市の今のごみ処理場に搬入するんです。そのときキロ量って、何キログラムだから何ぼですというシステムだろうと思うんです、私は。

それで、これがもし10キログラムが100円が150円になったときに、業者はもちろんそれだけお金払わないといけませんから、小売業者のほうも値上げしてきますよね、当然。

それともう1点、今、大竹市が10キログラム当たり100円。近隣の岩国市とか廿日市市は150円で引き取ってますよね。今の許可業者が近隣の廿日市市、和木町なんかの生ごみを集めることはないんですかね、これは。

もし集めて、それを大竹市のセンターへ持ってきて、一緒に量ったりという事例が結構あると思うんですよ。大竹市も今まであったんかどうか、私には分かりませんが、ちょっとそれが分かれば教えてください。

○日域委員長 課長。

○外谷環境整備課長 基本的には、一般廃棄物につきましては、それぞれの市町で処理しなければならぬということになってますので、環境整備課としてはセンターのほうにごみを収集運搬される許可業者が持ってまいりますけど、その中には当然入ってないというのが前提というふうになっております。

以上です。

○日域委員長 和田副委員長。

○和田委員 もう一回、しつこく確認します。

今、大竹市の燃えるゴミ、一般家庭用は大竹市の独特の袋に入れて出してますよね、これはもちろんプラスチックにしろ、燃えるゴミにしろ。

それで、業者が中小企業の業者から集めるのは袋に入れてません。そのまま、ポリボックスから自分の車に移して、それを多分持ってくると思うんですよ。

そしたら、どこのごみかというのははっきりしませんよね、これは。それをよそから持ってきませんと言われても、それは実際定かでないと思うんですよ、私は。

これ、どうしたらいいのか、ちょっと分かりません。

○日域委員長 センター長。

○笹野環境整備課副参事兼リサイクルセンター長事務取扱 一般廃棄物の収集運搬を有料で



請け負うには、その収集運搬業の許可がいるんですけども、もし他市で許可を受けた場合、大竹市にそもそもその他市で許可を受けた業者が持ち込むということが法的にできない、そういうことをやると違法行為になるということで、こういうことはやってないというふうに考えるところです。

以上です。

○日域委員長 他にございませんか。

北地委員。

○北地委員 多少聞かせていただきます。

ちょっと確認するんですけども、先ほどの説明の中で、この3月ですね、令和5年3月から上がるので、慌てて、商工会議所の方が誤解されて出されたのではないかなというような表現があったと思うんですが、その辺の真意を教えていただきたいんですけども、陳情書の中には令和6年度より現状の50%アップの表現があるので、その辺を理解されとるのではないかなと思うんですけども、ちょっとそういう誤解があるんなら、もっと話すことがあるのではないかなと思うんですけども、ちょっとその辺を教えていただきたいのと、ちょっと確認するんですが、説明の中で、収集業者に説明する中では、上げることについては別段反対はなかったと。ただし、時間的にもう少し余裕が欲しいよという中で、1年延ばした、要求どおり延ばしたということでもいいんですよね。ちょっとそこも確認です。

それで、延ばした結果、来年度からにしますよということなんですけども、排出業者にはまだ何も言ってないから、そこの排出業者についてはこれから説明するから、そこでどういう意見が出るかはまだ分からないというような流れで、今の状況確認だけさせていただきます。それでよろしいかどうか。

○日域委員長 部長。

○中村市民生活部長 3月議会を最初、想定をしております、それで説明をしてきておりました。

その後、先ほど申しましたように、ちょっと事業者への説明が遅れてきているというような状況であるとか、ちょっと内部的に実際の条例改正と、それから、施行期日が1年、間が空くのがどうなのかと、経過措置としてちょっと長過ぎやしないかというような話があって、その議案の上程時期について内部的にもう少し後にしようかとかいう話がありました。

まだ、議案の上程時期が決定してない中で、業者への説明については、3月議会でやりますよというのだけがちょっと残っていたという事情がございます。

確かに、そこをまだ訂正をしないまま、来ておりましたので、そうしたうちに要望書が出されたので、私どもの受け取り方がそういうふうにならと勘違いされたかなというふうに受け取ったということがございます。

今の3月議会というのは、そういう話でございます。

○日域委員長 課長。

○外谷環境整備課長 重ね重ね申し訳ないです。

一応、事業者への説明には、今から入らせていただこうと思ってるんですけども、そ

の前にある程度、先ほどもちょっと御説明させていただいたとおり、収集運搬されている業者のほうが実際に業者と接しておられるので、そこから意見を伺って、整理した上で臨みたいというふうに考えておったところでございます。

そのため、どうしても調整とか資料の作成とか、そちらのほうで環境整備課としても初めて業者向けの説明をさせていただくということもありまして、段取り的にまずかったというのもあって、時間が延びている状況です。

その間にポイントだけ説明させていただいたので、そこだけが説明させていただいた方に残ってしまったのかなというところが、ちょっと反省させていただかないといけないと思っているところです。

実際に、改定させていただくにしても、まずは、議会のほうに提案して、説明させていただいて、議決していただかないとできない話ですから、その議会のほうに説明する材料としても、ある程度の内容的なものも整理できないかなということで、進めさせていただいたのが、全部が同時に動いてきてしまった関係で、皆さんが混乱してしまったのかなという、そこがちょっと反省させていただかないといけないかなと思っております。

なので、今からある程度整理させていただいて、排出事業者にはまた説明させていただこうと思うんですが、先ほどの御指摘のとおり、そこで意見等があればそこはまた、中で考えさせていただくようにはなろうかと思うんですけど、実際にはちょっと説明会に入らせていただかないとどうなるか分からないところもございますので、そこは入って、ちょっと状況的なものがあれば、また議会の皆さんのほうにも説明させていただかないかなというふうに考えております。

以上です。

○日域委員長 北地委員。

○北地委員 我々も陳情出された以上、これを考えないといけないので、どう対応するかというのをね。

それで、今の質問になったわけなんですけども、要は今収集業者については反対も何もないと、賛成と言ったらいけないけど、反対はないよと、段階措置の話も出てないと、要望があって1年延ばしてくれと、排出業者に説明するのもあるから、顧客に対して説明もあるから1年延ばしてくれと、それは要望は飲み込んだということで、一応3月は諦めて来年の3月にしますというのまでは確定しているんですよね。確定ではないね、これからまた事業者の説明する中でどうなるか分からないけど、一応、そういう方向で進めるといふことでいきたいということですよ。

そして、段階措置については今のところ考えてないと、来年の3月に一度に改正したいというところで思っているという状況でよろしいんですかね。

はい、分かりました。ありがとうございました。

○日域委員長 他にございませんか。

寺岡委員。

○寺岡委員 本筋から若干離れるので、最後に伺いたかったんですが、議長の後に発言するものはばかられるので、先に失礼します。

さっき、市民生活部長が、これまでの経緯についてまとめて、分かりやすくお話しいただきました。大変分かりやすかったんですが、言葉の中で、コロナが落ち着いてきて、ぼちぼちいいのではないかというふうなニュアンスのことを言われたんですが、これをどう受け取ったらいいのかな。揚げ足を取るつもりは全然ないんですよ。コロナが落ち着いてきた判断基準は何だみたいな野暮なこと言うつもりはないんですが、それは先ほど部長が伝わりやすく説明するために、そういう雰囲気だというふうな意味で使ったのか、市民生活部だけの判断で、健康福祉部とか教育委員会は関係ないのか、もしくは、市全体がもうそういう方向で進んでいるのかという、どのように捉えるかで、この件に限らない全ての議案についての審議の方向が変わってくるので、どう受け止めたらいいいでしょうか。

○日域委員長 部長。

○中村市民生活部長 当初予算でも市税の収入とか回復の兆が見えたということで、全体的にそういう判断をさせていただいたということです。

その後、また物価の高騰とかそういった部分出てきてはいるのですけれども、それも含めて、いつまでこれを引っ張っていくのかと、影響額とかもちょっと考慮した上で、これはやっぱりやったほうがいいのかと。実施の時期は仮に令和6年4月1日としておりますけれども、まず、上げるという決定はしていかないといけないのではないかと、今、答申を受けている以上はですね。先ほど言いましたように、近隣が10キログラム当たり150円、大竹市だけが100円で、さっき言われたように、和田議員が心配されたように、よそから入ってくる心配はないのかというようなこともありますので、近隣との兼ね合いも含めながら、まずは改正する方向で、検討したほうがいいのかと。実施については、その時々を経済の状況がありますから、今のところは当面、令和6年4月1日を目指してやっっていこうという判断をしたところでございます。

○日域委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 すみません、部長さん。ちょっと聞き方が悪かったのかもしれませんが、もうコロナが落ち着いてきたって判断は市の判断と捉えていいんですかね。ほかの政策というか、施策、いろんな提案事項も、そのほうに舵を切っていくというふうに捉えていいということですか。

○日域委員長 部長。

○中村市民生活部長 コロナが収まってきたというのは、ちょっと言葉のあやとして捉えていただけたらと思うんですが、経済状況がコロナの影響を大きく受けるという分がかなり薄れてきたと、回復してきたというふうに判断をして、全般にというのではなくて、あくまでも私は市民生活部長でございますから、市民生活部の中での判断でございます。

○日域委員長 市長。

○入山市長 お手元に配付しました資料で、事業系ごみの処理手数料、事業系の一般廃棄物の処理でございますので、その辺、一般廃棄物ですから、実際に商店でも一般廃棄物となるごみの量というのは大変微々たるものであるということ、商売に関わるものは産業廃棄物になりますので、これからその辺のところはある程度厳格にこちらも指導して行かないといけない部分があるかと思っておりますので、このことよりも産業廃棄物を一般廃棄物に混

せて、そのことで利用される方が多いという現実もありますので、この値上げよりはそちらのほうがはるかに大きな問題だというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

1つの商店の例でいきますと、例えば、1トンほど1年間にごみを出す業者の支払う金額を申しますと、1トン进行处理しても10キログラム100円ですから、1万円が1万5,000円になる。そのぐらいの金額ですから、ぜひ金額で査定をするように1つよろしく願います。

○日域委員長 部長。

○中村市民生活部長 影響額のほう、ちょっと分かりやすく説明させていただきますと、排出量が年3,000キログラムまでの事業所が大体69%ということでございます。その影響額は、年間で大体1万5,000円ぐらいということでございます。これを段階的に上げる必要があるかどうかという話だろうというふうに考えております。

私どもは、このぐらいはいいのではないかというような判断をさせていただいております。

以上でございます。

○日域委員長 市長のおっしゃったことが大体こういうことだろうというのは分かったんですけども、今、部長がおっしゃったことは、私はさっぱり分かりませんでした。

正直言います、一般廃棄物、産廃がありますよね。制度が随分難しいんですよ。それで、このメンバーもおのおのがどこまで分かっているか分からない中で、この審議しているんですけども、今市長がおっしゃったのは要は、産廃と一廃ではコストが違うということをおっしゃったんですね、負担額が。同じ1トンでもこっちの1トンとこっちの1トンは違うんだろうという話でしたよね。

部長がおっしゃったのは、今の話ですか。

市長。

○入山市長 近くの例で、一番ごみが多い、事業者の一般廃棄物の排出量が288トン、その料金をだしますと改定前が288万円、改定後で432万円、改定後の1年間の影響額が144万円、月でいきますと12万円という。

あれだけ大きな店の廃棄物はそのぐらいの量です。いうことは、それぞれの個人で営業されて、努力されてる方の負担額というのは、それほど大きな影響はないというふうに考えた中で提案でございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○日域委員長 大体分かってきましたね。

和田副委員長。

○和田委員 今、市長の話聞きまして、今のごみ処理に関して、私は単純に大竹市の飲食業のことで質問したわけです。これは、ごみの量からいったら、微々たるもんみたいなんです、話の関連では。

私が、一番危惧しているのは、普通の小売業、100円から150円上がったときに、どれぐらい上がるのかなというのが一番心配なんですよね。

それは分かりませんよね、まだ。

○日域委員長 市長。

○入山市長 業者の方に委託されて、お願いをして持ってきますんで、それは業者との取引になりますので、業者が全部集めてきて、それぞれの店から1万円ずついただいて、利を上げている、それがどの程度商売に影響するか。

業者の方は、運搬費から従業員費から全部含めての契約ですから、ここの処理代だけがどのくらい影響するかということについては、ある程度は分かりますけど、あんまり明言できない。それほど大きな影響受けないのではないかと思います。

○日域委員長 部長。

○中村市民生活部長 先ほど私が申し述べさせてもらったのは、そういった年間3,000キログラム以内の排出量の業者が、大体69%というふうになっております。

それが影響額が多分、年間1万5,000円ぐらいだろうと、最大がですね、ということでございます。

○日域委員長 そのぐらいの排出量の業者が大部分だという。

○中村市民生活部長 そうですね、そういうことです。

○日域委員長 統計上の話であって。

○中村市民生活部長 ざっくりと今、こちらのほうで計算した分が70%近い業者の方がこれに入ると。その影響額は最大で年間1万5,000円ぐらいだろうと、手数料でいったときにですね。

○日域委員長 議長。

○賀屋委員 ありがとうございます。

100円が150円になるというのは、いわゆる処理費、センターまで持って行って、重量を量って、その伝票で支払うのが150円になる、1.5倍になるということでしょうけれども、排出業者が処理業者に渡す、お願いして運搬してもらい、処理してもらい、その費用というのは、渡すときに量って渡してはいないんですよ。だから、量って渡しておるんであれば、同じように1.5倍になるんだから1.5倍ほどもらうよというような理解もできるでしょうけれども、量ってないのに処理業者が持って行って、支払うときだけは1.5倍の料金を払わないけん。そのままスライドして、今度は排出業者のほうから1.5倍もらうかどうかというのは、さっき市長も言われましたように、業者間の契約の話ですから、そのまま1.5倍もらうんであれば、処理業者は1つも痛いことないわけですよ。そのまま、スライドしてもらえばいいんです。そうではなく、排出業者と処理業者との年間の契約の中で、例えば一袋しか、3日に一遍一袋しか出さんよとか、うちはもっと出すよとか、量によって契約の体系も違うと思うんですよ。だから、その部分については、排出業者と処理業者のほうがそれぞれ納得いくような話し合いをした上で、値上げを実行してくれというところが、この陳情の中で懸念されるところだろうと思うんですが、そのあたりの排出業者へのいわゆる説明、あるいは理解、そういったことは今からしますよということではないんですよ。

それの中で当然、1.5倍にはならないはずという前提で、さっき部長が言われました、最大で、丸々1.5倍の料金に上がったとしても、69%ぐらいの業者で1万5,000円ぐらいの

年間の値上げぐらいなんですということ、要するに、量によって、規模によって、そんなに上がらないと、そういうふうに考えていいんでしょうかね。

○日域委員長 部長。

○中村市民生活部長 今、まさに言われたような感じになろうかと思えます。

やっぱり、今の処理業者もそういったその辺のことを心配されておられて、その資料としてつくったのが、今、配付させていただいた資料でございます。

運搬業者が排出業者に説明するための資料として、手数料がこれだけ上がるんですよと、場合によってはそれも負担していただかないといけないですよというような説明のための資料を相談をして、こういったものをつくっておるといような状況でございます。

これがいいよという話になれば、今から排出事業者のほうにも説明入っていくというよう形になろうかというふうに考えております。

以上です。

○日域委員長 ちょうど1時間たちましたので、換気のため、休憩を入れたいと思います。再開は14時20分とします。

14時00分 休憩

14時20分 再開

○日域委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 ないようですので、これにて執行部への確認等は終わります。

続きまして、本件の取り扱い等について、委員の皆様の意見を求めたいと思います。

継続審査等の意見がございましたら、ここで述べていただきたいと思います。

継続審査等の意見が出た場合は、先に継続審査等について採決を行います。なお、賛成、反対の討論は継続審査等の意見がなかった場合、又は、継続審査等が否決された場合に行うこととなりますので、よろしく願いいたします。

改めまして、本件の取り扱いについて、委員の皆様の御意見を求めます。

御意見はございませんか。

藤川委員。

○藤川委員 長い間、執行部の皆さん、ありがとうございました。

まだ、事業者これから説明ということもありますし、また、先ほどの説明でですね、事業者の方の理解が前提という答弁もございました。

私自身、まだ勉強不足で、今日の判断はできません。継続の判断とさせていただきます。

○日域委員長 他に意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 他に意見なしと認めます。

以上で、意見を終結いたします。

継続との意見が出ましたので、これを先に採決をしたいと思えます。

まず、継続審査について、起立採決を行います。

本件につきまして、閉会中の継続審査とすることに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○日域委員長 起立多数と認めます。

よって、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

続きまして、日程第15、令和5年陳情第2号フェリー無料乗船券と居住地周辺市道舗装についてを議題といたします。

本件は、事前に陳情文書表をサイドブックに掲載しております。委員の皆様方には事前に御一読いただいていると存じますので、陳情の要旨の朗読を省略いたします。

それでは、早速審査に入りたいと思いますが、審査にあたりまして、今回が初めての審査でもございます。

執行部において、現状等や考え方などについて、御説明いただければと思います。

部長。

○中村市民生活部長 それでは、現状、それから、考え方についてお話をさせていただく前に、昨日、2月28日に小方港におきまして、新船フェリーの引き渡しを受けたところでございます。御報告を申し上げます。

昨日、株式会社神原造船から新船フェリーであります、悠風、こちらのほうを引き渡しを受けました。同日付で阿多田島汽船のほうに無償で貸し付けを行ったところでございます。御報告申し上げます。

今後、3月中に、操船訓練を行いまして、予定では4月1日に就航式ということで、4月1日から就航する予定でございます。

それから、フェリーの料金の負担軽減につきましては、運賃抑制の観点、それから、支援策の観点、2点あるかと思えます。

担当のほうから説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○日域委員長 課長。

○神代自治振興課長 自治振興課の神代です。

それでは、私のほうからは島民全員を配付対象に考えていただきたいという御要望について、考えを述べさせていただきます。

部長から報告があったように、現在、本市では新船建造を進めております。従来の新船建造は阿多田島汽船が主体となって実施してまいりましたので、建造費の借入金及び利息の弁済が発生し、運賃を値上げせざるを得ない状況がありましたが、このたびは公設民営方式の建造となっておりますので、そのような費用は生じず、欠損の削減効果があります。それにより、新船導入後の運賃上昇を当面は見送ることが可能で、島民の方、全体の支援につながるというふうに考えております。

また、一方で全島民を対象とした、さらなる運賃支援についてですけれども、これについては地域の移動を支え続ける市内の全域の地域公共交通、フェリーのほかにもバスや乗り合いタクシーなどありますけれども、そういった市内全体の地域公共交通を持続可能なサービスとするためにも、公平性なども考慮し、慎重に考えていかなければならない問題というふうに思っております。

以上です。

○日域委員長 課長。

○山田地域介護課長 地域介護課長、山田です。

私のほうからはフェリー無料乗船券の70歳以上の方への増券という部分について、発言をさせていただこうと思います。

この事業は、現在、70歳以上の方に御利用いただいております、発行枚数でいいますと、利用率が約6割という事業になっております。

利用券を申請されている方のうちの約4割、30名程度になりますけれども、それらの方々は48枚の券を全て御利用されているという状況でございます。

したがって、このたびの陳情にありますような増券について、一定のニーズはあるんだろうというふうには認識をしておりますけれども、新たな米空母艦載機の特別交付金、こちらの使途を検討していく中で、判断をしてみたいというふうに思っておりますので、当面のところは現行制度を維持するというところで考えております。

以上です。

○日域委員長 課長。

○廻本土木課長 土木課長の廻本です。

今の陳情書の2点目の島民の居住地周辺市道の舗装について、大竹市の考え方を担当課から説明させていただきます。

まず、阿多田島内の道路は狭小で、地形に沿って、複雑な形状となっております。

これらの道路が阿多田島にお住まいの皆様的重要な生活道路として活用されていることは市としましても十分認識しておりますので、安全面を考慮した補修方法を検討していきたいと考えております。

ただし、島嶼部であり、大半が狭小な道路であることから、機材の運搬や施工性の面で難易度も高いため、一度に多くの路線を補修することは困難です。まずは優先する路線について、現地確認などの調査を行いながら、考えていきたいと思っております。

また、部分的な舗装補修や側溝等の道路構造物の補修等、小規模な場合、緊急を要するものにつきましては、これまでどおり早急に対応してみたいと思っております。

以上です。

○日域委員長 ただいま、説明がございました。

それでは、委員の皆様におかれまして、本陳情の内容を踏まえ、今の説明に関して確認したいことなどありましたら、質疑を許可します。

挙手をお願いします。

寺岡委員。

○寺岡委員 陳情書の増券の部分について伺いたいんですが、説明いただいた利用率ではあるんですが、これ今どうだったか確認なんですが、先に阿多田島汽船から例えば前売り券みたいなのを買って、島民の方に渡してるのか。それとも、阿多田島汽船が何か後で清算して、市のほうに請求が来るのか、これどういう形でしたっけ。

○日域委員長 課長。



○山田地域介護課長 利用券のほうは、年度末に翌年度のものを対象者の方に直接、御家族の場合もありますが、直接お渡しをして、御自分で持っておられます。

それを船に乗られたときに、船賃の代わりに、阿多田島汽船に渡していただいたものを月まとめにして、市のほうに請求が上がってくるものを、市から相当分をお支払いするという形になっております。

以上です。

○日域委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 やり方の問題なんですけれども、要は月ごとの後払い、精算払いだというふうに思うんですが、これを例えば利用が全体のお渡しした分の6割、全部で考えたらというふうに先ほど説明を受けました。

例えば、向こうの阿多田島汽船とか阿多田島のシニアクラブとかに協力いただいて、同じ枚数をお渡しして、それを向こうに整理してもらいながら、必要な人にだけ渡すとか、そういったやり方の1つとしてはできますかね。

○日域委員長 部長。

○三原健康福祉部長兼福祉事務所長 申し訳ございません。ちょっと趣旨が分からなかったんですが、老人クラブ等に人数分の券を渡しておいて、1日のうちに申請をしなくてもよいという意味合いでおっしゃられたのでしょうか。

○日域委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 すみません、私もどう話していいのか分からなかったもので、分かりにくくてすみません。

今、発行している枚数がありますよね、1年間で。その1年間の分を、例えば個人ではなくて、仮に向こうのシニアクラブとかに一括してお渡しして、必要な方はそこに取りに行って、利用していくと、利用してない方々の分は有効に活用できるのではないかなというふうに思ったんですけど、そういうふうな配布の仕方をちょっと工夫するとかっていうのはできますかね。

○日域委員長 課長。

○山田地域介護課長 再度、御質問いただいてありがとうございます。

おっしゃっていただいたようなやり方にしますと、個人の上限枚数というものがなくなって、もちろん配布したものが有効に使われるという部分はあるんだろうというふうには思いますが、48枚以上使われる方も出てくるということで、今のところ制度的には一応上限を設けさせていただいて、皆さんで外出の機会をつくっていただくということも含めてやっておりますので、個人によって上限を撤廃するようなやり方というのはなかなか難しいかなというふうに考えております。

○日域委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 難しいのは何でかが分からないですけど、不公平感が生じるからと、シンプルに受け取っていいんですかね。

使わない人が使わないのは当たり前ですっていうふうな考え方もできると思うんですが、そのあたり、もう少し詳しくお考えが聞かせていただければ。

○日域委員長 課長。

○山田地域介護課長 先ほどおっしゃっていただいたような不公平感というところもございますし、誰がどういうふう管理をしていくかということももちろんあるんだろうというふうに思いますが、やり方によってはもしかしたら70歳未満の方が使われるということが生じる可能性もございますし、シニアクラブの方が70歳以上の方に、対象者に限ってしか出さないよということであれば、そこは防げるなどというふうには思いますが、皆さんに、対象の方に上限を設けて、やっていくというところで考えていきたいというふうに思っています。

○日域委員長 他にございませんか。

細川委員。

○細川委員 すみません、ちょっと整理したいんですけど、現在、阿多田島汽船に無料で乗船できる方は、どのような方がいるのかというのを。ここでは70歳以上の方としか書いてないんですけども、ほかにも無料で乗れる方いらっしゃると思うんですけど、ちょっとその辺、教えていただけますか。

それと、もう1つ、いまさらなんですけど、年間48枚というのはどういう根拠で48枚にしたのか、再度教えてください。

○日域委員長 課長。

○山田地域介護課長 先に、48枚のほうからお答えをさせていただこうと思いますが、これは制度を始めるときに、岩国市でやられている柱島の制度を参考にとということで、その制度に合わせて、48枚ということで事業をスタートしております。

以上です。

○日域委員長 部長。

○三原健康福祉部長兼福祉事務所長 申し訳ないんですけども、高齢者以外ですと、障害者の方と子供、小児運賃というのがあるんですが、大人一人について子供一人は無料なんですけど、それ以上の子供はお代をいただくことになっていきますので、そのあたりは無料になるように設定をしております。

あと、事業なんですけど、介護の事業を受けられる、こちらに出てこられて、デイサービスを使われるとか、そのときの船賃はお支払いします。無料で使えるということですね。

あと、学校に行かれる方、定期券を渡されてたりするんだと思うんですけど、そういったものがございます。以上です。

○日域委員長 細川委員。

○細川委員 学校関係者というのは、小学校、中学校、高校までですか。大学とか専門学校は対象になってないということですね。

あと、さっき介護でのごことがよく分からなかったんですけど、デイサービスに行かれる方がここまで船で来て、ここから事業所までお迎えの車が来たりとか、いろいろあるとは思いますが、自分で行かれるケースもあると思うんですけど、そういう方たちの船賃は無料になっているということですね。

○日域委員長 課長。

○山田地域介護課長 阿多田島のほうからこちらの沿岸部の事業所に通われるときの船賃と付き添いの方の船賃も助成をしております。

あと、在宅でサービスを受けられるときの事業者が島に渡るときの運賃もこちらで負担をしております。

以上です。

○日域委員長 部長。

○三原健康福祉部長兼福祉事務所長 障害者なんですけれども、級というものに制限はあるんですけれども、付き添い、介添人が必要という方につきましても、無料となっております。

○日域委員長 他にございますか。

北地委員。

○北地委員 まず、1番のほうからなんですけども、島民全体に配布をというような陳情なんですけども、答弁として、市内全体の公平性を検討すると、しなければならないというお話なんですけども、これ検討されますか。いつ頃までに。

島民全員を配布対象に考えていただきたいという中で、市内全体の公平性を検討しなくてはならないというお話だと思うんですが、違いましたか。それも含めてという意味ですかね。そういったことも含めてですけども、こういったことを検討されるのに、いつ頃までかかりそうかなというのが。されるのであれば、どれぐらいかかるのかということですね。

それと舗装の件なんですけども、これは阿多田島に限ってそういう考え方をするという話なのか、そこをお願いいたします。

○日域委員長 課長。

○神代自治振興課長 すみません、私の言い方が少し悪かったのかもしれないですけども、当面は考えておりません。

やはり、全島民無料ということになれば、他のこいこいバスをはじめとした、そういった料金にも波及してくる可能性もありますし、現在のところは考えていないということで御理解お願いしたいと思います。

○日域委員長 課長。

○廻本土木課長 市内全域の道路を土木課として担当していますが、今回の阿多田島は今こういう形での陳情等が出てますが、一般的に各全体の市内全域なんですけども、各ところから要望等をお聞きすることがあります。

基本的には、自治会単位でいろいろ要望が出ますので、その中で、やはりどこが悪いのかというところを確認しないと、担当課のほうの検討も今後の対応もできないと思いますので、今回こういう通常の一般的な対応という形での答弁をさせていただいています。

以上です。

○日域委員長 北地委員。

○北地委員 ありがとうございます。

なかなか島民全員というのは難しいというような、市の考え方というふうを受け止めま

した。

それと舗装の件に関しても、市内全体を見ながら、対応していくというような発想でいるということだろうと思います。

とはいえ、緊急性のあるものは素早くやっていただきたいという思いはありますので、これは順次舗装の面に関してはやっていくだろうと、やっていけるだろうというふうに解釈しております。

それでよろしかったでしょうかね。

それでは、終わります。

○日域委員長 他にございませんか。

議長。

○賀屋委員 それでは、まず、フェリーの乗船券ですけども、この48枚というのは、以前も聞いたことあるんですけども、もともと柱島を参考にとということもございますけども、今、柱島のほうで48枚がどのぐらい使われてるのか、足りてるのか、足りてないのか、その辺の確認というのはされてますかね。

それと、余った券について、どういうふうな使われ方をしてるのか。いわゆる対象者に48枚、市のほうが出しているわけですから、それが本来全部有効に使われて、初めてその目的が達成するんだらうと思うんですけども、使われなかった分を有効に島の中で、いわゆる対象年齢の方で足りてない方に回して使ってもらおうということもありなのか、どうなのか。その辺が柱島ではどのような使われ方をしてるのかというのがもし分かればお願いしたいと思います。

それと、この中段以降の70歳以下の島民も全員を配布対象に考えていただきたいということですけども、これは同じように全島民に48枚を配ってくれという、そういう意味なんですか。それとも、全島民に対象を広げて、その枚数については、どの程度にするかというのは、その家族構成であるとか、行き来のする頻度であるとか、あるでしょうから、そのあたりについてはまた協議の中で決めていただきたいという、その辺の意図がこの辺では図りかねるんですけど、そのあたり聞いておられますかね。全島民を対象には何枚ぐらい欲しいんだと。

それと、2番目の市道の舗装補修ですけども、これはどこの里道も同じように随分痛んでおるといような承知はしておるわけですけども、特に高齢者が多く、また、島の中では移動の手段が自転車も使えないでしょうし、高齢者の方、乳母車を押したり、あるいはつえを突いたりという状況で、いわゆる歩行が中心で移動されるということだろうと思うんですけども、特に危険な箇所については、従前より担当課のほうに連絡をして、緊急に対応、補修工事がすぐにされるとは思いますけども、先ほど土木課長も言われてましたように、島ですから、すぐに材料の手配であるとか、工事の手配とかいうのは難しい状況でもあると思います。

そういう中で、今まで全体の調査、どこが、どの範囲が、どのぐらい悪いのか、本当に修繕すべき範囲はどこなのか、それをスポット的に直していくだけでは次から次へまたいたちごっこのようになるでしょうから、全体調査をして、計画的な補修というものが必要

ではないかと思うんですけども、その辺は現地のほうで調査というのは今までやられていますかね。

例えば、ここからこの範囲はもうマーキングをして、今度、ここからこの間全部は上をオーバーレイをしましょうとか、ここからこの間のはぎましょうとか、ここからこの間は蓋も直しましょうとか、そういう全体的な調査と修繕計画というのは、もしあればお聞かせを願いたいんですが。

以上、3点についてお願いしたいと思います。

○日域委員長 課長

○山田地域介護課長 柱島の状況についてですけれども、細かいところまではお伺いはしてませんが、現在も対象者一人に対して48枚ということで、今のところ当面変更する予定もないというふうにお伺いしています。実際にどのぐらい使われてるかとか、全部使われてる方が何名ぐらいいらっしゃるかというところまではちょっと情報を持っておりません。

それで、利用券のほうは、本市と同じように記名式ということになっているようですので、本人以外の方が使われてるということはないんだろうというふうに思います。

以上です。

○日域委員長 部長。

○中村市民生活部長 70歳以下の島民の方ということなんですけれども、この辺のことは、この陳情書以外のことについては、私のほうも、議会に出されたものですので、特に個別に聞いているわけではございません。

島民全体への支援ということで、今回、新船フェリーがその利用者全体の支援ということでの運賃抑制のための施策ですから、今これをやったばかりでございますので、その後のさらにまた支援ということについては、今後の課題だろうとは思いますが、今すぐどうこうということは考えておりません。

以上です。

○日域委員長 課長。

○廻本土木課長 舗装の関係なんですけど、やはり私の知る限り、過去10年間には調査等はしたことはありません。

計画についても、現在、土木課のほうで市内全域の中の舗装計画、要は、路面が悪いところについての計画書は持っていますが、地区ごとの里道等の細い路地になりますが、それとの関係の全体の計画等ありません。

ただし、今よくある例としては、地元からの要望があつて、やはり現地を確認してからこの路線という形でここ、ここということをお聞きしないと、それをもってあとは予算の関係と人員の関係も出てくると思いますが、あと、賀屋委員も御存じのとおり、阿多田島ということの立地の関係もありますので、土木課のほうから業者に依頼するときに、できる時期等も、やはり明日ということにはできませんので、計画的にそういうことも協議しながら、やっていきたいと思っています。

以上です。

○日域委員長 議長。

○賀屋委員 ありがとうございます。

フェリーの乗船券48枚の使われ方について、柱島を参考にとということで始まったということで、それを1つの参考にはされたのはいいと思うんですけども、必ずしも柱島と同じでないといけないということでもないと思うんで、そのあたりはせつかくの制度ですから、有効に島民の方が本当に喜んでいただける、そういう使われ方をしっかり考えていただきたいというふうに思います。

それと、乗船券、島民全員を対象にとということですけども、どうしても乗船券は要らないと、自分で自費で十分賄えるという方もおられますけども、そうでない方、いわゆる生活弱者であるとか、先ほどありました高齢者の付き添いですね、病院へ行ったり、あるいは買い物に行ったりというんで、どうしても付き添いが要りますよ。その付き添いの券は、全然無料券は配られないわけですから、そういう生活をする上でどうしても必要なという方もおられると思うんで、そのあたりの配慮というのは必要なのではないかとこのように思いますので、そのあたりを含めて、この陳情も出たんだろうと思いますけども、そのお考えを再度、今フェリーが新しくなったから、先ほどのこの要望の配慮に当たるんだということではなく、さらなる踏み込んだ支援ということが阿多田島の住民に必要なかなと。

当然、阿多田島という地区の特殊性といいますか、島ですから車では行かれません。泳いでも多分行けません。そういう中で生活をする上で、これだけの陳情が出てきたということは、重く受け止めるべきだろうというふうに思います。

それと、島の舗装の件ですけども、簡単にすぐに修理を、補修をするということではできないので、できるだけ早く計画を立てて、区域を区切って、例えば3年計画でも、5年計画でもいいんですが、そういう整備をしていくということが示されれば、島民の方も安心をしていただけるのではないかなというふうに思うんですけども、そのあたりが島だからこそ、不安を感じてるという陳情ではないかなというふうに思ってます。

以上、何かお考えがあれば、よろしくお願いします。

○日域委員長 課長。

○山田地域介護課長 すみません、高齢者の件ですけども、ちょっと私の表現が、厳密上正確でなかったのかもしれませんが、制度導入前に地域からの御要望があったときに、柱島と同程度のというような御要望がございましたので、柱島の枚数を参考にさせていただいて、48枚にさせていただいたということでございます。

できるだけ喜んでいただける制度ということで、枚数は多ければ多いにこしたことはないだろうというふうには思いますが、どうしても財源のこともございますし、まずは外出の機会をつくっていただくということもございますので、また、今後、特別交付金の使途を考える中で、どういった枚数にしていくかというのは検討してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解いただけたらというふうに思います。

○日域委員長 部長。

○中村市民生活部長 島民全員への支援ということであれば、やはり地域公共交通として、そういった面も考えていく必要があると思います。やはり、中山間地域の方も同じ状況で

ございますので、そういったものの公平性を考えながら、考えていくべき問題であろうと思います。

阿多田島はなかなか船でないと移動できないというのは、承知はしておりますけれども、中山間地域の人もバスや車なしでは動けないわけですから、こっちに出てこれないという事情があります。それぞれある程度負担を持ってやっていたという現状でありますので、その中でどういったことが公平で、こういった支援が必要だという目的をはっきりした上で考えていく必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○日域委員長 他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 ここで、議事進行を副委員長と交代いたします。

○和田副委員長 委員長を交代します。他にございませんか。

日域委員。

○日域委員 ちょっと聞いてみたいことがあるんですけども、阿多田島フェリーの場合ですよ、赤字補填という制度がありますよね。

まずは、国でしたよね。国が一定の計算式の下に補填をして、それで埋め切れない部分が出てきて、それを県と大竹市が折半する。

今、広域という話もあったんですけども、栗谷なんかに行くバスがあるじゃないですか。あその赤字補填的な制度でしたかね。実をいうと、さっき皆さんで話しをする中で、私なりに思いついたことがあるんですけども、赤字補填というのは非常に例外的なことから、例えば、無料券を配るじゃないですか、大竹市が。大竹市が無料券を配って、それを誰かが使いますよね。使った結果どうなるかといったら、第一次的には国の補助金が減るんですよ。わかりますか。もし国とか、県とか、市とかという区分けがなくて、単純に栗谷線のバスみたいに赤字を大竹市が穴埋めするんであれば、無料券を配って、無料券を使って乗るじゃないですか、人は。そのお金はぐるっと変わって、赤字補填の減額で反映するんですね。だから、印刷代ぐらいはいるけども、実質的には何の負担もないわけですよ。

それで、栗谷も、栗谷の方たちに無料券を配るじゃないですか。あの人たちが無料券を使って、バスに乗っても、その分だけ市の穴埋め減るわけですから、お金は動かないんです。そのぐらいの赤字補填というのはアブノーマルなことなんですけども、アブノーマルであるがゆえに、空気を運んでも人を運んでも同じよという、ロジックが成り立つんですよ。

そう考えたら、いっそのこと、少々配りましても、それで黒字になったら困りますけども、どっちみち赤字補填で出ていくお金が減るんであれば、その範囲の支出は、費目は違いますよ。こっちの経費がいつて、こっち側から入ってきますから、形はあれですけども、金銭の面ではバランスするわけですよ。

ちょっと知恵を出して、確かにさっきの議長室の話の中でも、阿多田島ばかり支援したら、栗谷の人が怒るよねっていうのが出てくるわけですけども、同じように栗谷にチケ

ットをあげても、乗らなかったらそれで同じようにやっていますよと、市は同じようにやっているけど、栗谷の人が乗らないんだからしょうがないじゃないですかという言い方ができますよね。逆に乗ったとしても、バスのキャパがありますから、乗ってくれたら経費が要るのではなくて、乗ってくれたって経費は要らないわけですよ。

そう考えたら、島と山と一緒に考えて、上手にやる方法はあると思いますが、ちょっと頭を使うようですよ。

今どうこうは言いませんけども、こういう片方で変な赤字補填というのほんとあるまじきルールですよ。あるまじきルールをすると、あるまじき結果が出るんですよ。やり方次第によってはね。経費が要るばかりではないということをやちょっと頭に置いておいてほしいなと思いますが、何か感想があったらお願いします。

○和田副委員長 部長。

○中村市民生活部長 阿多田島の航路につきましては、今の例えばチケットを無料にするという部分は、市の負担になります。

赤字補填は、市が払った分が乗船券として、収入として入りますので、それをもってまだ赤字だということについて、補填がされるというような格好になりますので、赤字補填は例えば補助をしたからといって、何か増えたり、減ったりとかいうようなものではないと思います。

ただ、利用者は増えるかもしれませんが、確かにですね。

全体に、例えば、同じようにフェリーでここまで出てくるのに、一人当たり幾ら、阿多田島でしたら710円、栗谷でしたら780円と、これが公平かどうかというような判断になってくるのかなというふうに思っております。

やはり、一定の負担は必要だと思うんですけども、どこまでの負担が必要なのか、あるいは全部市が見るのか、この辺を判断をしていく必要があるんだろうというふうに考えております。

以上です。

○和田副委員長 日域委員。

○日域委員 フェリーはそれは国が絡んでますから、大竹市から見たら、大竹市がお金を払ったら、国が助かるわけですよ。

だから、ちょっとフェリーは違いますけど、栗谷線のバスでいえば、無料券を配って、それが何百円かですよ。それで乗ってくれたら、バス会社にそれだけ収入があって、バス会社の収入がそれだけ増えるわけですから、赤字補填する大竹市の予算も減るわけですよ。

だから、赤字補填をするっていった段階で、大竹市には負担が発生するわけですけども、そこでそれを利用して、無料券を配っても、それは大竹市の財政には影響を与えませんということですよ。

ただ、フェリーの場合は残念ながら、大竹市が頑張っても国が助かるだけで、大竹市とか広島県には影響がないのは少々残念ですね。でも、言い方変えれば、阿多田島ばかり支援して、栗谷には支援しないじゃないかというバランスを問われたときに、同じよう



にしたとしますよね。でも、阿多田島と同じことを栗谷でやったからといって、栗谷のことについては皆さんがそのチケットを使用しなかったら、紙代だけ要るわけですね。使ったとしても、バス会社への補填ということでペイしますから、バランスしますから。だから言えば阿多田島ばかり支援するのではないですよと、栗谷もしますよと、しますって言いながら、阿多田島は少々財政負担が要ります、当然。だけど、こっち側のほうはええかっこうして言う割には、実質負担はないよということです。

そうすると、そういうアンバランスだという批判はまぬかれた上で、今の阿多田島支援ができますよというロジックですけど、お分かりですかね。

○和田副委員長 副市長。

○太田副市長 日域委員の言われることよく分かります。

阿多田島の場合は、国、県が影響してくるので、栗谷のほうがまるっきり単独で動いている路線ともう1つの栗谷坂上線については県、国が絡んでまいります。そのあたりのバランスをどう取っていくかっていうのが大切なことだと思っております。

高齢者等、中山間地域に住まれている方と島嶼部に住まれている方、皆さんの交通体系、生活環境を整備していくことについては、私も異存があるところではございませんし、していかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○日域委員 ありがとうございます。

○和田副委員長 ここで、議事進行を委員長と交代いたします。

○日域委員長 他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 ないようですので、これにて執行部への確認等は終わります。

それでは、続いて、本件の取り扱い等について、委員の皆様の意見を求めます。

継続審査等の意見がございましたら、ここで述べていただきたいと思います。

継続審査等の意見が出た場合は、先に継続審査等について、採決を行います。

なお、賛成・反対の討論は、継続審査等の意見がなかった場合、又は継続審査等が否決された場合に行うこととなりますので、よろしく願いいたします。

改めまして、本件の取り扱い等について、委員の皆様の意見を求めます。御意見はございませんか。

寺岡委員。

○寺岡委員 これは当面といたしますか、今回は継続して審査したほうがいいのではないかと思います。

というのが、生活環境委員会の部分は陳情の項目、具体的なところで上がってますけど、要旨は米軍機の騒音に日々悩まされており、生活に影響が出ていると、市民の不満を軽減するために、ここの部分は基地周辺対策特別委員会の領分なんですよ。根っこの部分がこれまで特別委員会を運営されてきて、そこに蓄積があるもの無視して、私たちが決めるわけにいきませんし、ぜひ、その特別委員会のアドバイスをいただく時間というのが欲しい。

市長も常々米軍基地の迷惑というか、影響というのは、大竹市全体にかかるものだとい

うふうに主張しておられますので、そういったものも踏まえたものが特別委員会のほうにあるのではないかなと思いますので、ぜひ、委員長のほうから基地周辺対策特別委員会委員長にアドバイスくださいというふうなことを伝えていただいて、生活環境委員会の細かな部分については、後日審査してはいかがでしょうか。

議会運営委員会で決まったことですから、基地周辺対策特別委員会が出てこなかったの不思議ですが、生活環境委員会で審査しなければいけないので、といったところです。お願いします。

○日域委員長 他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 ただいま皆さんから意見をいただきました。

この中で閉会中の継続審査の意見がございましたので、まずは、継続審査について、起立採決を行います。

本件につきまして、閉会中の継続審査とすることに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○日域委員長 ありがとうございます。

起立多数と認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、生活環境委員会を閉会いたします。

ありがとうございます。

15時08分 閉会